

官報 号外

平成十四年十一月十二日

○第百五十五回 衆議院會議録 第九号

平成十四年十一月十二日(火曜日)

議事日程 第七号

平成十四年十一月十二日

午後一時開議

- 第一 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 古物営業法の一部を改正する法律案(第百五十四回国会、内閣提出)
- 第三 母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案(第百五十四回国会、内閣提出)

○本日の會議に付した案件

- 日程第一 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 古物営業法の一部を改正する法律案(第百五十四回国会、内閣提出)
- 日程第三 母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案(第百五十四回国会、内閣提出)
- 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案(内閣提出)
- 司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成十四年十一月十二日 衆議院會議録第九号

学校教育法の一部を改正する法律案

午後一時三分開議

○議長(綿貫民輔君) これより會議を開きます。

日程第一 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、学校教育法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長(古屋圭司君) 報告を求めます。文部科学委員長古屋圭司君。

学校教育法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(古屋圭司君登壇)

○古屋圭司君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、大学等の教育研究活動の充実を図るため、大学の学部等の設置認可制度を弾力化するとともに、大学等に対する勸告等の制度及び認証評価制度を設け、あわせて、専門職大学院制度を設ける等、所要の改正を行うもので、その主な内容は、

第一に、公立または私立の大学等を設置する者は、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わない学部の設置等を行う場合には、認可を要しないこととする。

第二に、文部科学大臣は、公立または私立の大学等が、設備、授業等について法令の規定に違反していると認めるときは、改善勸告、変更命令

等、段階的な是正措置をとることができることとする。

第三に、大学院のうち、高度専門職業人の養成を目的とするものは、専門職大学院とし、その課程を修了した者に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

第四に、大学は、当該大学の教育研究等の状況についてみずから点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、定期的に、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

などであります。

本案は、去る十月二十九日本會議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、翌三十日遠山文部科学大臣から提案理由の説明を聴取した後、十一月一日から質疑に入りました。六日には法務委員会との連合審査会を行った後、去る八日質疑を終局し、討論の後、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 古物営業法の一部を改正する法律案(第百五十四回国会、内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第二、古物営業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長佐々木秀典君。

古物営業法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

○佐々木秀典君 ただいま議題となりました古物営業法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

(佐々木秀典君登壇)

本案は、古物の取引における高度情報通信ネットワークの利用の拡大等にかんがみ、ホームページを利用して取引を行う古物商の遵守事項及び古物商が買い受け等の相手方を確認するための措置について規定を整備するとともに、古物競りあつせん業に関し、届け出、申告、その他の遵守事項、中止命令及び業務の実施の方法の認定に関する規定の新設等を行うとするものであります。

本案は、第百五十四回国会に提出され、継続審査となつていたので、去る十一月六日谷垣国家公安委員会委員長から提案理由の説明を聴取いた

しました。十一月八日質疑を行い、質疑終了後、

本案に対し、民主党・無所属クラブから修正案が提出され、提出者からその趣旨の説明を聴取いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、修正案は賛成多数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案(第百五十四回国会、内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第三、母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長坂井隆憲君。

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(坂井隆憲君登壇)

○坂井隆憲君 ただいま議題となりました母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年における離婚の急増等母子家庭等をめぐる諸状況の変化にかんがみ、母子家庭等の自立の促進を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、市町村は、母子家庭及び父子家庭に対して、保育所への入所に関し、特別の配慮をしなければならぬこと、また、保護者の疾病等の場合に児童の保護を行う子育て短期支援事業を行うことができること、

第二に、都道府県は、母子家庭の母等の雇用の促進を図るため、母子家庭就業支援事業等を行うことができること、また、都道府県等は、母子家庭の母または事業主に対し、母子家庭の職業生活の安定及び技能の習得のため、母子家庭自立支援給付金を支給することができること、

第三に、母子家庭等の児童の親は、養育に必要な費用の負担等、児童に対する扶養義務の履行に努めるとともに、国及び地方公共団体は、その履行を確保するための措置を講ずるよう努めなければならないこと、

第四に、母子福祉資金の貸付対象に、母子家庭の児童及び母子家庭の自立の促進を図るための事業を行う母子福祉団体を追加するとともに、特定の貸付金を受けた者について、所得の状況等により一部の償還を免除できること、

第五に、児童扶養手当の受給開始から五年間を経過した場合には、障害者等に適切な配慮をしつつ、手当額の一部を支給しないこととする、

第六に、厚生労働大臣は、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針を定め、都道府県等は、母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定すること等であります。

本案は、第百五十四回国会に提出され、五月十七日の本会議において趣旨説明が行われ、同日厚生労働委員会に付託されましたが、継続審査となつていたのであります。

今国会におきまして、十一月一日坂口厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、六日質疑に入り、七日には参考人から意見を聴取し、八日質疑を終了いたしました。討論の後、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○下村博文君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(綿貫民輔君) 下村博文君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案(内閣提出)

司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君)

法科大学院の教育と司法試験等との連携等と司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員会理事佐藤剛男君。

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案及び同報告書

司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(佐藤剛男君登壇)

○佐藤剛男君 ただいま議題となりました両法律

平成十四年十一月十二日 衆議院会議録第九号

案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案について申し上げます。

本案は、多数のすぐれた法曹が求められている状況にかんがみ、法曹の養成の基本理念並びにそのための中核的な教育機関としての法科大学院における教育の充実、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携の確保に関する事項などを定めようとするものであります。

次に、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図るため、司法試験について、法科大学院の課程を修了した者等にその受験資格を認め、試験の実施等を所掌する機関として、法曹及び学識経験者により構成される司法試験委員会を設置する等の措置を講ずるとともに、司法修習生の修習について、その期間を少なくとも一年としようとするものであります。

両案は、去る十月二十九日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、委員会においては、翌三十日森山法務大臣から提案理由の説明を聴取し、十一月一日から質疑に入り、六日には文部科学委員会との連合審査会を行い、八日には参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行い、本日質疑を終局し、直ちに採決を行った結果、両案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対し附帯決議が付されたことを申

し添えます。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)及び独立行政法人原子力安全基盤機構法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(綿貫民輔君) この際、内閣提出、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案及び独立行政法人原子力安全基盤機構法案について、趣旨の説明を求めます。経済産業大臣平沼赳夫君。

(国務大臣平沼赳夫君登壇)
○国務大臣(平沼赳夫君) 電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案及び独立行政法人原子力安全基盤機構法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

このたびの原子力発電所での自主点検作業に係る不正な記載や、原子炉格納容器の定期検査における不正な操作は、これまでの原子力の安全確保に対する国民の信頼を大きく損なうものであります。

したがって、原子力発電所の自主点検作業に係る不正な記載や、原子炉格納容器の定期検査における不正な操作は、これまでの原子力の安全確保に対する国民の信頼を大きく損なうものであります。

した。

これらの法律案は、原子力の安全確保に万全を期し、国民の信頼を回復できるよう、関係の法律において所要の措置を講ずるものであるとともに、今般の公益法人改革に係る閣議決定を踏まえ、原子力安全規制を行う独立行政法人の設置のため、所要の規定の整備を行うものであります。

次に、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、電気事業法の一部改正であります。この一部改正におきましては、事業者に対し、みずから検査を定期的実施すること、設備の健全性についての評価を行うこと、これらの結果を記録し、保存すること及び定期自主検査の実施体制の審査を受けることを義務づけることとしております。また、保守点検を行った事業者に対し報告徴収または資料の提出を求め得ること、経済産業大臣が原子力安全委員会に対し規制の実施状況の報告を行うこと、罰則の強化を行うこと等の措置を講ずることとしております。

第二に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正であります。この一部改正におきましては、原子力発電所以外の原子力施設についても、保守点検を行った事業者に対する報告徴収を求め得ること、罰則の強化を行うこと等の措置を講ずることにより、電気事業法の一部改正と同等の内容を確保することとしております。

続いて、独立行政法人原子力安全基盤機構法案の要旨を御説明申し上げます。

法科大学院の教育と司法試験等に関する法律案外一案 電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案外一案についての平沼経済産業大臣の趣旨説明

独立行政法人原子力安全基盤機構は、エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保のための基盤の整備を図ることを目的としております。また、本機構は、原子力施設等に関する検査等を行うとともに、原子力施設等に関する安全性の解析及び評価等の業務を行うこととしております。

以上が、これらの法律案の趣旨でございます。
(拍手)

電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)及び独立行政法人原子力安全基盤機構法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(綿貫民輔君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。北橋健治君。

(北橋健治君登壇)

○北橋健治君 私、民主党・無所属クラブを代表いたしました。ただいま議題となりました電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律案及び独立行政法人原子力安全基盤機構法案について、民主党の提言も交えつつ、関係大臣に質問を行います。(拍手)

今回の電力会社による点検記録の改ざん問題は、電力会社首脳総退陣に発展するとともに、原子力発電の安全行政へのかつてない国民の不信、東電一社だけで九基もの原子力発電所の停止、核燃料サイクル計画の中断という、国の原子

力政策の根幹を揺るがす深刻な事態に陥っております。

九〇年代には、「もんじゅ」のナトリウム漏えい火災事故、再処理施設の事故、ジェー・シー・オーの臨界事故などが起こるたびに国会の内外で安全行政のあり方が議論されてきただけに、今や、原子力関係者の閉鎖性と安全規制行政の怠慢に対する国民の怒りは頂点に達しております。

これまでのように、通り一遍等の反省の弁やその場限りのやつつけ仕事で幕引きを図ることは到底許されません。国民がうみを出し切り、国民が納得するけじめをつけて出直す、そして、我が国のエネルギー政策について、もう一度原点に立ち返った国民的議論を徹底する、そうした真摯な反省と総括なくして、前進は決してあり得ません。経済産業大臣は、我が国の原子力発電の安全規制行政に対する信頼が崩壊した現状をどのように受けとめていらっしゃるか、率直な御所見をまずお伺いしたいと思います。

次に、今回の事件の行政責任についてお尋ねします。

トラブルを会社ぐるみで隠ぺいし、国民の原子力発電に対する信頼を失墜させた企業への厳しい責任追及は当然のことですが、同時に、経済産業省の原子力安全・保安院など、国の安全管理責任も厳しく問われねばなりません。

政府が、米国のGE子会社の元社員から、東京電力原子力発電所点検記録の書きかえなどの不正が行われた由の申告を受けたのは、二〇〇〇年七月のことです。それから二年以上もたつて不正が明るみに出、政府もようやく今回、対応に着手しました。もし、事がやみに葬られたままな

らば、何も対策を講じなかったというのが政府の本音ではありませんか。

保安院、原子力安全委員会のダブルチェックの体制についても、実のところは、事業者に丸投げされた安全検査の結果に対して、その妥当性を評価する能力が全く欠如していた内情が明らかになっているのであります。

国の原子力政策に対する国民の信頼を損なった行政責任は、決して免れることができません。行政責任を平沼大臣はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。今回提出している法案の成立にめどがついた後、大臣みずから辞任する考えはないのでしょうか。幕引きを急ぐ余り、責任の所在をあいまいにしては、失われた信頼は決して回復しないことを政府は肝に銘じるべきであります。大臣の所見を求めます。

保安院を中心とした原子力発電の安全管理体制の限界に対し、民主党は、保安院を経済産業省から完全に独立させ、内閣府に移すよう主張しています。二〇〇〇年三月には、そのための原子力安全規制委員会設置法案を国会に提出して、政府に改革を迫ってまいりました。

保安院と原子力安全委員会がチェックするという、この緊張感のない中途半端なシステムが今回の不正事件を全く見抜けなかったことは、紛れもない事実であります。

そもそも原子力安全委員会は、原子力や放射能の専門家五人がメンバーとなり、その下に審査会や専門部会が設けられていますが、規制に関する諮問機関にすぎず、強い権限も与えられておりません。しかも、その主な役割は、行政府の措置をいわば書類でチェックすることに終始しており、

現場感覚も余り持ち合わせず、結果として効率的な仕事ができる機関とは到底言えないと思います。

また、保安院についても、今回のトラブル隠しに関して、だれが、いつ、どのように不正を行ったのかを結局具体的に解明できず、検査能力の欠如が目につくようになりました。経済産業省の関連機関であることから、その独立性に疑念を持つ声が、今、巷間満ち満ちていることを政府は直視すべきであります。

また、保安院の原子力部門は、各発電所に配置する保安検査官も含めておよそ二百六十人、安全委員会には約百人しかおりません。約三千人の職員がいるアメリカの原子力規制委員会、NRCに比べて、何と脆弱な機関でしようか。専門的な知識や検査能力を持った技術者、研究者を核とする日本版NRCの創設を急ぐべきであります。

青森県知事を初め原子力立地自治体の関係者も、保安院を経済産業省から独立させるよう国に求めておられます。原子力発電や関連施設を受け入れてきた地元の声をこれまで以上に大切にしなければならぬときであります。こうした声に政府は決して耳をふさぐべきではありません。

民主党は、経済産業省から保安院を完全に切り離し、原子力安全規制に特化した、独立性のある原子力安全規制委員会を内閣府に創設すべきだと改めて提唱するものであります。原子力発電に対し失われた国民の信頼を回復するためには、少なくとも実現すべき改革と考えますが、内閣官房長官、経済産業大臣の答弁を求めます。

また、原子力行政に対する自治体の信頼を回復し、連携を強化するために、新しい仕組みを確立

していく計画や行動計画を政府は用意しているのでしょうか。大臣の答弁をいただきたいと思ひます。

今般、政府は、再発防止策の一環として、自主点検の法定化を打ち出しました。しかし、その実態は、自主点検自体が既に法定定期検査の一部をなしているため、法定化しても実態は変わらないと言わざるを得ません。自主点検を法定化するということが自体が矛盾に満ちた措置と言えないでしょうか。

諸外国の実例を見ても、自主点検は民間監査、法定検査は国が監査するというシステムが合理的かつ効率的であり、政府案では、国と民間の責任体制が依然としてあいまいなままであります。大臣の答弁を求めたいと思ひます。

また、政府は、新たに設備の健全性評価の手法として、維持基準の導入を今回図ろうとしております。完全無欠を求める現行の検査基準が今回の隠ぺい、改ざん問題を誘引した一因ではないかとの指摘もあり、現にアメリカでは機械学会で作成された基準が適用されており、イギリス、フランス、ドイツ、韓国、台湾でも現実的な維持基準が設けられております。

しかし、原子力安全規制行政に対する国民の信頼が失墜している今、多くの国民、特に立地地域住民の間では、原発の安全基準をなぜ、今、緩和せねばならないのかという疑念が広がっており、政府には、国民の理解を得る努力が著しく欠けていると言わざるを得ません。今、なぜ、新たな基準を導入せねばならないのですか。

また、関係学会等が策定する民間規格を活用するとも言われておりますが、その策定過程において、

て、透明性をどう確保するのでしょうか。立地地域、国民の理解が十分得られるよう、当然、公正なメンバーの構成と、公開の場で行うべきであります。政府の見解を求めたいと思ひます。

次に、政府提出法案では、三つの公益法人を統合して、独立行政法人原子力安全基盤機構を発足することとしております。

これは、原子力発電所の検査や設計に関する安全性の解析及び評価を行うことにより、安全確保のための基盤整備を目的としておりますが、目的どおり機能するかどうかは、ひとえに、この機構の評価能力、そして人材、組織の独立性にかかっていると考えます。原子力安全委員会のように、天下りや各省庁からの出向人事、三年ぐらいで転属といったことになるのであれば、現状と何ら変わるどころがありません。真に有能な人材が採用確保され、高級官僚の天下りを阻止できるような仕組みが法案のどこに担保されているのでしょうか。

また、特殊法人を独立行政法人化する流れの中で、公益法人の独立行政法人化は、行革の流れに逆行し、経済産業省の傘下にある組織を肥大化させることにつながることはなりません。大臣の明快な答弁をいただきたいと思ひます。

今回の不祥事は米国人の申告が発端となっておりますが、原子力安全・保安院は、告発があつてから調査公表まで二年放置したばかりか、内部告発者の氏名を東京電力側に漏らすという大失態を演じたのであります。

今回、それを受けて、政府は、外部の中立的な専門家から成る申告委員会を保安院に設置すると改善措置を盛り込んでおりますが、アメリカに

おける保護措置なども比較したとき、この程度の措置では到底不十分ではないかと考えます。

相次ぐ食品の不正事件、自動車のリコール隠しも内部通報がきっかけで発覚しており、内閣府の国民生活審議会も、企業の不正行為を告発した人が不利益な扱いを受けないよう、公益通報者保護措置の法制化を提言しています。

民主党は、企業のみならず、官公庁も含めて、抜本的な法整備を急ぐよう主張いたしますが、内閣府長官の明快な答弁を求めたいと思ひます。次に、私は、今後のエネルギー政策について、大臣の見解を順次お尋ねしてまいりたいと思ひます。

政府は、これまで、京都議定書における国際公約を達成するためにも、原子力発電を重要なエネルギー供給源と位置づけ、二〇一〇年におけるエネルギー需給見通しを公表しておりますが、今回の不祥事を契機に、残念ながら、原子力立地をめぐる地域住民の不信感は一層高まっております。

原子力発電の新規立地や核燃料サイクルの既定方針が揺らぎ始めた今日、安全規制行政の信頼回復に努めるのみならず、原子力エネルギーの位置づけを含めたエネルギー政策の国民的議論は避けられないと考えます。

その論点の一つは、原子力発電の運転停止が相次ぐ現在、一方でコスト低減の社会的要請にこたえず、果たして、今後、電力の安定供給が間違いないと確保されるのでしょうか。そういった短期的課題に対して政府は明快な見通しを持っておられるかどうか。

第二に、既定の原子力発電立地計画、すなわち、二〇一〇年における十基ないし十三基の原発

新增設計画を政府は今後とも維持するのか、それとも見直しをされるのか。

また、混迷を深めるプルサーマル計画や、世界各国が撤退し始めた高速増殖炉計画に、今後とも国としてどう取り組まれるのかなどについて、政府は説明責任を今や回避すべきではありません。これまでの原子力の推進行政に当たる官民の果たし合いが顕著でありまして、プルサーマル一つをとりましても、事業者と福島県の間話し合いに任せ、政府は責任ある対応をしてこなかったのではないかと、そのことを深く憂うものであります。大臣の明快な答弁を求めたいと思ひます。

第三に、現行の地球温暖化対策の推進に当たり、原子力発電による地球温暖化ガス削減の比重は、現行目標のままで果たして国民の理解は得られるのでしょうか。

民主党は、この際、環境エネルギー政策の視点から、最適のエネルギー供給を視野に入れて、燃料課税、環境税制、特別会計を含めたエネルギー課税の再構築が不可欠と考えるのでありますが、この問題について政府はどのように対処する方針でしょうか。

第四に、国民は、今、再生・新エネルギーの将来目標値を大幅に上方修正することを強く求めているのではないかと考えます。

私たちは、原子力エネルギーを過渡的なエネルギーとして認める立場ではありますが、同時に、燃料電池やバイオマスのような新エネルギー開発の加速化を今こそ図るべきだと考えております。これらの分散型エネルギー源の開発は、地球温暖化対策のみならず、我が国産業の国際競争力強化の観点からも、国家的プロジェクトとして位置づ

平成十四年十一月十二日 衆議院會議録第九号

電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する
北橋健治君の質疑

六

け、経済再生の導火線として推進すべきであります。

以上の諸点について、経済産業大臣の明快な答弁を求めるものであります。

終わりに、民主党は、地方公共団体や広く国民の意見を聞いて、それらを十分反映したエネルギー戦略を構築するため、エネルギー基本計画は、官僚任せにせず、国会の承認事項とすべきだと提唱してまいりました。今こそ、国会の中に、

原子力発電のあり方を含めたエネルギー政策を根本的に議論する調査委員会を設置し、中長期的なエネルギー戦略の国民合意形成を期して検討を開始するように、各党の皆様方に御提案申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣平沼超夫君登壇)

○国務大臣(平沼超夫君) 北橋議員にお答えいたします。

今回の事件への受けとめ方についてのお尋ねがございました。

今回の問題は、御指摘のように、国民の信頼を大きく損なうものであり、大変重く受けとめております。法律改正を含む徹底した再発防止を図り、我が国にとっての重要なエネルギーである原子力に対する信頼の回復に万全を期していきたい、このように思っているところでございます。

次に、安全規制行政に対する信頼を失った責任についてのお尋ねがございました。

東京電力の不正に係る問題につきましては、調査開始から発表まで二年かかったことなどについては反省すべき点があったことから、当省関係者を厳正に処分するとともに、私自身についてもけ

じめをつけさせていただいたところでございます。

徹底した再発防止策を実施して、国民の信頼を回復するため全力で取り組むことが私に課せられた責務と考えているところでございます。

次に、原子力安全規制及び地元自治体との連携強化のための取り組みについてのお尋ねがございました。

原子力安全規制については、原子力政策に責任を負う経済産業省が一次規制を実施することが必要と考えております。その上で、原子力安全委員会が客観的、中立的立場から再度安全性を確認するというダブルチェック体制を強化する方向で総合的に検討をさせていただきたいと思っております。

また、今後、地元の方々を初め、国民の原子力行政に対する信頼の回復のために、地元の皆様方に対し、再発防止への取り組みなど、きめ細かな情報提供に積極的に取り組んでいくこととしたしております。

次に、自主点検及び維持基準についてのお尋ねがございました。

今般の問題の対応におきまして、事業者の自主検査を法定化することを通じて、事業者の義務が明確となり、国との関係や責任体制が明確になるものと考えているところでございます。

維持基準の導入は、供用開始後にひび割れなどの変化が発生した場合に、引き続き技術基準を満たしているかどうかを評価することを定めるものでございまして、安全レベルを下げるものではなくあります。

なお、民間規格の活用につきましては、公正中

立を旨とした学会が策定する民間規格を国が評価した上で活用するものでございます。

次に、原子力安全基盤機構の人材確保と天下りの阻止及び設立と行革との関係についてのお尋ねがありました。

本機構の人材確保につきましては、機構が行う業務に必要な専門知識に精通した者の中途採用等により、専門家を確保することといたしております。公務員出身者につきましては、経験や識見を踏まえまして、適材適所の考え方で対応していくことが必要と思っております。

本機構は、行政改革の一環である公益法人改革についての閣議決定に沿って今回御提案しているものでございまして、御指摘の行革に逆行するものではない、このように思っているところでございます。

次に、原子力の停止と安定供給の問題、さらに原子力発電所の増設等への取り組み、エネルギー課税及び新エネルギーの導入加速についてのお尋ねがありました。

まず、原子力の停止と安定供給の問題につきましては、火力発電施設の最大限の活用等により、何とか安定供給を確保してまいりたいと思っております。

また、原子力発電所の増設等の原子力推進に係る取り組みにつきましては、事実関係の究明や再発防止策を徹底的に進めることを再出発点とし、まずは原子力に係る信頼の回復に全力を傾注し、国の基本政策を推進していきたい、このように思っております。

次に、燃料電池等の新エネルギーについては、御指摘のように、地球環境問題への対応やエネル

ギー供給源の多様化を図る観点から、その導入促進に最大限努力を傾けていきたいと思っております。

さらに、エネルギー課税につきましては、地球環境対策の充実、エネルギーの安定供給の確保、効率性向上の観点から、今後、エネルギー政策の見直しの中で、石炭への新規課税を含めて、負担構造の組みかえを行ってまいりたい、このように思っております。

以上であります。(拍手)

(国務大臣福田康夫君登壇)

○国務大臣(福田康夫君) 北橋議員にお答えします。

まず、原子力安全規制体制についてのお尋ねがございました。

エネルギー利用に関する原子力の安全規制については、エネルギー政策に責任を負う経済産業大臣が一次規制を実施することが必要と考えております。その上で、原子力安全委員会が客観的、中立的立場から再度安全性を確認するというダブルチェックの体制を強化していきたいと考えております。

次に、原子力施設の安全情報に関する申告制度についてのお尋ねがございました。

原子力安全・保安院において既に申告制度の改善を行ったと承知しておりますが、同制度の運用につきましては、申告者の保護に万全の注意を払いつつ、政府として適切に対応していくことが必要と考えております。

なお、内部告発者の保護については、最近の企業の不祥事の多くが善意の情報提供により明らかになったことなどにかんがみ、国民生活審議会に

において消費者利益の擁護の観点から審議を行っているところであり、これを踏まえ、内部告発者の保護のあり方について必要な措置を講じてまいります。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 土田龍司君。

(土田龍司君登壇)

○土田龍司君 私は、自由党を代表して、ただいま議題となりました原子力関連法案について質問いたします。(拍手)

あつてはならない不祥事がまた起きてしまいました。ことし八月末に発覚した東京電力による原子力発電所のトラブル隠しでは、信じられない事実が次々と明るみに出ました。原子炉の圧力隔壁であるシールドのひび割れを知らながら数年間運転を続ける、下請である検査会社の報告書の図にあったひびの部分を塗りつぶす、こっそり修理して後で交換する、うその記録とは別に本当の情報は内々で引き継ぐ、常識ではあり得ないことであります。

疑惑は、本当にすべて明らかにされたのでしょうか。新たに判明することはよもやないと思いますが、経済産業大臣の御所見をまず明確にお聞かせいただきたいのであります。

食中毒問題の対応を誤った雪印乳業、牛肉の買い上げ制度を悪用した日本ハム、国後島のディール発電施設の入札妨害事件を引き起こした三井物産など、業界トップ企業での不祥事が続発しております。しかし、民間企業ばかりが問題なのではありません。事の本質は、もっと根深いところにあるのです。

ことし七月には、経済産業省・資源エネルギー

庁の特別機関である原子力安全・保安院の技官が、原発を舞台に贈収賄事件を起こしました。平気で不正を働く職員がいる監督官庁の姿勢が、電力会社の振る舞いに影響を与えなかったと言いつけるではありませんか。

また、官僚の振る舞いは、政治家の姿勢に通ずるところがあるのではないのでしょうか。公共事業の口ききをして高額の見返りを得ていた秘書官の事件が明るみに出た大臣がいても、けじめをつけることのできない内閣の姿勢、政治家の気の緩みが、自分さえよければいい、その場さえ取り繕えばいい、自分の身に災いが及ばなければ今のままでいい、何とかなるだろう、なっぺはいいという意識を国民に蔓延させて、この国の病巣となつて、取り返しのつかないところまで進んでいる。これが根本の問題なのではないかと思ひますが、小泉内閣にそういう認識があたりかどうか。この国のあり方についての基本認識を、まず、福田官房長官にお伺いいたします。

東京電力の不祥事が明るみに出たのも、また内部告発によってであります。十三カ月に一度行われてきた国の定期検査でなぜ発見できなかったのか。また、事実が明らかになるまでに内部告発から二年もかかった原子力安全・保安院の対応は、怠慢と言われても仕方がないではありませんか。立入検査もしないで、一体何をしていたのでしょうか。これまでの原子力安全・保安院の対応をどう反省しておられるのか、経済産業大臣にお尋ねいたします。

このような見て見ぬふり、いわば不作為の作爲によって、経済産業省も重大な罪を犯したのであります。東京電力だけが悪いわけではありません。

ん。そして、それを許したのが、政官業のなれ合い、もたれ合いの癒着構造なのです。その意味で、雪印乳業、日本ハムなどの事件と全く同質のものであると思います。

この不祥事が原子力分野全体への信頼をいかに損ねたか、東京電力は、その責任の重大さを痛感しなければなりません。しかし、万全の再発防止策が講じられなければ問題の解決にはなりません。

政府が提案された関連法案で問題が解決されることになるのか、お尋ねしてまいりたいと思ひます。

まず、原子力に限らず、国が定めている安全基準のあり方そのものを見直すべきであります。常に新品同様でなければならぬという原子力施設の安全基準の非現実性、非合理性が、今回の事件で明確になりました。原子力施設と同様に、国が設けている安全基準に、時代とともに実態とかけ離れてきているものがないかどうか、国際水準とかけ離れていないかどうか、工業製品や食品、医薬品など、この際、国が法律によって設けているすべての安全基準について総点検をすべきではないかと考えますが、官房長官の御所見をお聞かせください。

また、原子力施設については、今回の法改正で検査制度がようやく改められることになりましたが、これまでこの検査体制を放置してきたのはなぜなのか、国に責任はなかったのか、経済産業大臣の御見解をお聞かせください。

政府案の考え方は、原発の定期検査制度については電力会社が一義的に安全に責任を負い、国は会社の点検システム全体をチェックするという視

点に立つものであると思ひますが、この程度の国の関与で安全が保証されるとお考えでしょうか。

電力供給の三分の一、東京・関西圏では四割を賄う原子力発電所の安全確保は、国の重要な責務であります。企業任せにして、内部のかばい合いやなれ合いで原子力施設の安全性が脅かされることとが断じてなりません。日ごろから、原子力発電施設の警備も自衛隊ができないような政府の危機意識のなさ、安全管理の不徹底が政府案にあらわれているのではないかと思ひますが、原子力安全行政に国がどのように関与すべきだと考えておられるのか、官房長官並びに経済産業大臣の御所見を承りたいと思ひます。

これまで、原子力発電所の検査は、マンネリ化とむだの多さが問題とされてきました。検査項目、検査手順、判定方法もマニュアル化され、国の定期検査の前には、電力会社は予行演習をして備えるのが通例となつているなど指摘されておりました。今回の政府案は、こうした形式化した体制を改めることを目的にしていると承知しておりますが、実態がどう変わるのでしょうか。これまでの電力会社の検査項目や検査マニュアルが変わることになるのですか。

新たに国が抜き打ち的な検査を行うと言ひますが、定期検査を行う際に、予定していないところを検査するというものであり、立入検査ではありません。政府案では検査の質がどのように向上することになるのか、経済産業大臣から具体的にお答えをいただきたいと思ひます。

形式化した検査体制を改善することは当然ですが、形式的でなくなるにしろ、検査官のレベルアップが伴わなければ、絵にかいたもちになると

平成十四年十一月十二日 衆議院會議録第九号

電氣事業法及び核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する
土田龍司君の質疑

八

言わざるを得ません。肝心の検査官が検査をこなせなければ話になりません。新設される原子力安全基盤機構にそのような人材が確保される保証はあるのか、また、これまでマンネリ検査を続けてきた国の原子力安全・保安院の検査官の質をどうやって高めていくつもりなのか、経済産業大臣のお考えをお聞かせください。

また、今回設立される原子力安全基盤機構が行うのは、あくまで検査体制の審査であります。点検そのものを第三者機関自身が実施し、問題があれば国に報告できるような仕組みをつくるべきではありませんか。

青森県の木村守男知事は、国に、原子力安全・保安院の経済産業省からの分離独立を求めたと聞いております。原子力行政を推進する立場の機関が安全規制をもあわせて所管することについての懸念から、安全審査の仕組みを第三者的な機関で行うように改めるべきであるとの趣旨だと思いますが、この件について経済産業大臣の御見解をお尋ねします。

次に、東電の不祥事が原子力行政に与える影響と、政府の対応について伺います。

虚偽発覚を受けて、東京電力は、原子力発電所でプルトニウム燃料を燃やすプルサーマル計画について、お願いできる状況にはないと悲観的になっております。国の核燃料サイクル唯一の利用計画であるプルサーマルが、全く見通しの立たないものとなりました。

福島、新潟、福井と、プルサーマル計画を予定していた自治体が、この事件の発生によってプルサーマル推進に次々と強い拒否反応を示している中で、予定していた、二〇一〇年までに十六から

十八基の原子力発電所で実施するという計画は見直さざるを得ないではありませんか。また、この事態は、核燃料サイクル確立という国の基本方針を変えざるを得ないような深刻な事態であると認識すべきなのではありませんか。経済産業大臣の御認識をお聞かせください。

今回の事件は、また、IAEAが調査団の派遣を示唆するなど、国際的な信用と名誉をも大きく損ないました。このままでは、大量のプルトニウムが処理できなくなり、IAEA総会で政府がたびたび繰り返してきた、利用目的のないプルトニウムは持たないという国際公約に違反することになると考えますが、この点について官房長官の御所見をお聞かせください。

原子力立地を推進するには、関係自治体の協力が不可欠であります。自由党は、かねてより、公共事業関係の補助金を地方に一括交付して、その使途を自治体の裁量にゆだねるべきであると主張しておりますが、せめて、電源立地をサポートするために設けられている電源三法交付金制度に基づく地域交付金くらいは、国の関与を排し、地元自治体の権限と責任で自由に使用できるよう、制度改正を行うべきだと考えます。経済産業大臣の意向の御答弁を求めます。

次に、電力自由化と原発施設整備との関係について伺います。

戦後、九つの電力会社が地域を分割して、発電から送電、小売までを一貫して独占的に営業してまいりました。今後、これを自由化していくことが重要な課題となっておりますが、小泉内閣は電力の自由化をどのようなビジョンと原則で進めて

いこうとされておられるのか、官房長官にお尋ねいたします。

また、無原則に自由化を進めれば、電力の需給計画は立てられません。とりわけ、投資リスクの大きい原発施設整備への影響は重大なものとなると思われませんが、これをどのように考えておられるのか、経済産業大臣にお尋ねをしまして、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣福田康夫登壇)

○国務大臣(福田康夫) 土田議員にお答えします。

まず、原子力安全・保安院の技官による贈収賄事件など、監督官庁の姿勢とこの国のあり方についてのお尋ねがございました。

収賄事件については、公務員としてあるまじきことであり、厳しい処分を行ったところでです。

一方、今回の原子力発電所の問題の背景には、閉鎖的な組織における風通しの悪さや、組織としてのルールの遵守の姿勢の問題があると考えます。国としても、守るべきルールを明確化し、また、説明責任をきちんと果たしていくという姿勢を示してまいり所存であります。

次に、国の安全基準についてのお尋ねがございました。

原子力施設の安全基準については、今後、性能規定化や民間規格の活用を図ることにより、技術の進展や国際的な基準を的確に反映するようにしてまいります。また、我が国の安全基準全般についても、技術の進展や国際的な基準を的確に反映するよう努めてまいります。今後とも、このような観点に立ち、規制の見直しを進めてまいります。

次に、原子力安全行政への国の関与のあり方についてのお尋ねがございました。

原子力施設の安全確保は、第一義的には事業者が当たることが適切であります。公共の安全確保の観点から、国が適切に規制することが必要です。

一方、エネルギー利用に関する原子力の安全規制については、エネルギー政策に責任を持つ経済産業大臣が一次規制を実施することが必要であり、その上で、原子力安全委員会が客観的、中立的立場から再度安全性を確認するというダブルチェックの体制を強化していきたいと考えます。

次に、プルトニウムの利用についてのお尋ねがございました。

我が国では、利用目的のない余剰プルトニウムは持たないことを原則とし、再処理により回収されたプルトニウムを、プルサーマルまたは研究開発目的で利用することとしております。

厳しい状況にあります。プルサーマルを初めとする核燃料サイクルの確立は、資源に乏しい我が国において重要な政策であることに変わりなく、より一層の透明性の向上を図りながら、着実に進めてまいります。

最後に、電力の自由化をどのようなビジョンと原則で進めていくつもりかとお尋ねがございました。

電氣事業制度改革に当たっては、多様な事業者から需要家がみずからの供給事業者を選択し得る環境を整備すること、安定供給が効率的に達成される電力供給システムを構築することというビジョンと原則にのっとり、経済産業省で専門的に検討しているところでございます。(拍手)

(國務大臣平沼起夫君登壇)

○國務大臣(平沼起夫君) 土田先生にお答えをさせていただきます。

この問題についての説明状況、調査に関する反省及び検査制度見直しに係るこれまでの対応についてのお尋ねがありました。

経済産業省は、これまで事案の解明に努めてきており、その状況については、公表を行ってきているところでございます。

東京電力の不正に係る問題に関しましては、調査開始から発表まで二年間もかかったことなどについては、反省をすべき点があったと思っております。私自身を含む当省関係者のけじめもつけさせていたいただきたいと思っております。

また、原子力の検査制度につきましては、これまで改善を行ってきましたが、今般の事案を踏まえまして、事業者の自主検査の法定化などの対応をとってまいりたい、このように思っております。

次に、原子力安全行政における国の関与のあり方についてのお尋ねがございました。

原子力発電所を最も熟知しているのは運営者である事業者でございます。安全確保は第一義的には事業者が当たるのが適切だと思っております。

一方、原子力災害から国民を保護することは国の重要な使命でございます。法案においては、今回の問題についての反省に立ちまして、定期自主検査制度の導入を図るなど、国の関与を充実させてまいりたい、このように思っているところでございます。

次に、国の定期検査の質の向上、検査をこなせる人材の確保や質の向上についてのお尋ねがありました。

国の定期検査につきましては、抜き打ち的に事業者の点検作業を監視したり、データの根拠の確認を行うなどの手法によりまして、事業者の緊張感を高めることを通じて検査の実効性の向上を図ってまいりたいと思っております。

また、検査官につきましても、体系的な研修の実施などによりまして質の向上を図るとともに、所要の人員確保に努めてまいりたいと思っております。

さらに、新設される独立行政法人原子力安全基盤機構につきましても、機構が行う業務に必要な専門知識に精通した者の中途採用等によりまして、現場に精通した専門家を確保することが可能である、このように考えているところでございます。

次に、原子力設備の検査及びその審査の体制並びに安全規制を所管することについてのお尋ねがございました。

原子力設備の安全確保につきましては、一つは、特に重要な設備についての国による定期検査に加えて、今回の法改正により、二つ目として、事業者の自主検査の義務づけ、三つ目として、事業者の自主検査に対する原子力安全基盤機構の審査を行うこととしたものであります。

また、原子力安全規制につきましては、原子力政策に責任を負う経済産業省が一次規制を実施することが必要と考えております。その上で、原子力安全委員会が客観的、中立的な立場から再度安全性を確認するというダブルチェック体制を強化

する方向で総合的に検討してまいりたい、このように思っております。地方自治体からの御意見につきましては、こうした中でどのようなことが可能か、これも積極的に検討させていただきたいと思っております。

次に、核燃料サイクルの確立という国の基本方針についてのお尋ねがございました。

エネルギーの安定供給や地球温暖化防止の観点から、原子力発電の重要性に変わりはなく、プルサーマルを初めとする核燃料サイクルの確立が原子力政策の基本方針であることには変わりがないと思います。

最後に、電源三法交付金の使途の自由化について及び電力自由化と原子力との関係についてのお尋ねでございます。

電源三法交付金につきましては、立地地域からのニーズも踏まえまして、交付金の使途の拡大や運用の弾力化等を検討しているところでございます。

電気事業制度の検討に当たりましては、小売自由化の進展のもとでも、電源開発投資が適切に行われるように、特に原子力発電について、長期にわたり安定的な運転が容易となるよう配慮を行うことが重要と考えて、私どもとしては万全を期していきたい、このように思っているところでございます。

以上であります。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 塩川鉄也君。

(塩川鉄也君登壇)

○塩川鉄也君 私は、日本共産党を代表して、内閣提出、電気事業法等改正案及び独立行政法人原

子力安全基盤機構法案に関して、平沼経済産業大臣並びに細田科学技術担当大臣に質問します。

(拍手)

第一に、東京電力などによる原発検査の不正事件とそれを容認した国に対する怒りの声にどうこたえるのかという問題です。

この原発関連法案は、不正事件が原子力そのものに對する国民の信頼を大きく損なったため、国民の信頼回復及び再発防止を図る必要があるとして出されたものです。一連の不正事件は、電力会社が原発という危険な施設の安全にかかわる検査をこまかしてきた、許すことのできないものであり、国民的な怒り、原子力に対する不信を改めて呼び起こしました。

国民の怒りは、原発は安全だと宣伝しながら検査をこまかしてきた電力会社だけに向けられているものではありません。その後ろ盾となつて、ともに安全宣伝を展開し、しかも、電力会社の不正を許してきた国の原子力行政の責任をも問うているのです。

特に、長年、原発との共存を強いられてきた立地自治体の怒りは、大変大きなものがあります。福島第一原発の地元、双葉町の岩本町長は、「町長になって十七年たつが、その間ずっと東電にだまされてきたことになる。裏切られた思いだ。国は安全だと言うが、住民の声がわかっていない。」と、痛烈に東電と国を批判しています。原発立地自治体初め各地の地方議会からも、多数の意見書が出されています。

ところが、平沼大臣は、東電の二十九件の不正に對して、嚴重注意しませんでした。うそをついてもおとがめなし、こんなことでいいので

しょうか。立地自治体首長からも、生ぬるいとの批判が出ています。

そもそも、安全にかかわる検査をこまかす者、安全に関して国民をだます者に危険な原発を扱う資格はない、これが国民の声ではありませんか。平沼大臣、細田大臣、この声をどう受けとめているのですか。答弁を求めます。(拍手)

第二に、不正事件の真相は解明されたのかという問題です。

なぜ、トラブル隠しが行われたのか。なぜ、政府は見逃したのか。これらの解明なしには、有効な再発防止策をとることも、国民の信頼を得ることもできません。

東電による二十九件のトラブル隠しが公表されたとき、平沼大臣は、「徹底的かつ厳正に調査を行って全容の解明をする」と約束していました。しかし、保安院が十月一日に公表した中間報告は、原子力部門がテトリリーを築いていたとか、点検結果の記録の軽視を許容する組織風土とか、病んだ組織の現状を指摘するだけで、全容が解明されたとはとても言えません。

松浦祥次郎原子力安全委員長も、「個人個人がその場でどう考え、どう判断したか、それが組織の中でどう扱われたか、そういう個人と組織とのあり方について、かなりはつきりしたことを調べ上げないと、本質的な回答を出すには足りない」と指摘しているように、保安院の調査は十分なものと言わざるを得ません。

二十九件一つ一つについて、だが、どんな理由で、どういう判断のもとに不正行為を指示し、行ったのか、こうした個々の事実関係は解明できたのですか。また、そのために関係者全員を個別

に調査したのですか。平沼大臣の明確な答弁を求めます。(拍手)

トラブル隠しの背景の解明も不十分です。

平沼大臣は、東電不正事件について、「本質的には同社の安全に対する姿勢が問われている」と指摘していますが、保安院の中間報告は、トラブル隠しの背景について、原子力部門の独善的な判断や品質保証機能の麻痺、説明責任への認識不足を指摘するにとどまっています。

東京電力が九月二十日に公表した調査報告が、「原子力のことは自分たちが一番わかっている」という過信、「原子力の安全性に対するイメージを落としたくない」という心理を指摘しているように、事件の背景には、原発の安全性に対する過信、安全神話があるのではありませんか。見解を求めます。

そもそも、内部告発者を危険人物として東電側に情報を流した経済産業省では、徹底した調査ができないことは明らかです。事件の全容解明のためには、経済産業省ではなく、中立公正な第三者機関による徹底した調査が必要ではありませんか。アメリカでは、二十三年前のスリーマイル島原発事故のとき、事故関係者を排除した大統領直属の調査委員会を設置し、行政に対しても、事業者に対しても忌憚のない率直な調査結果を公表しています。なぜ、第三者機関による調査をしないのですか。答弁を求めます。(拍手)

第三に、国の検査体制のあり方についてです。原発の安全規制の土台である技術基準の遵守は、事業者任せとなっています。保安院中間報告も「事業者の自主点検が適正に行われることを確保するための仕組みが十分に整備されてなかつ

た」と指摘しているとおりです。このような、事実上、事業者の善意にのみ依拠したシステムでは、安全も安心も得られないことは、三年前のジェー・シー・オー臨界事故でも、今回の不正事件でも明らかではありませんか。

今回、政府は、電気事業法改正案で定期自主検査を導入するとしています。事業者任せの安全確保という基本姿勢を改めることなしの制度いじりでは、問題の解決にならないではありませんか。答弁を求めます。

国が行う定期検査でも、原子炉格納容器漏えい率検査で不正が発覚し、国の検査のずさんさが明らかになりました。定期検査約九十項目のうち、実際に国の検査官が立ち会ったのは、わずか二十項目程度しかありません。残りは検査記録の確認だけ、実際の検査のときには、第三者機関の立ち会いと称して、財団法人発電設備技術検査協会を立ち会わせていました。この協会の基本財産への民間寄附者は、一連の不正が明らかになった東京電力や日立製作所など、電力業界と原発メーカーではありませんか。監視する機関のスポンサーはだれかと見れば監視される側の企業、まさになれ

合いです。これでどうして公正な検査が担保できるのでしょうか。答弁を求めます。(拍手)

第四に、再発防止策についてです。

今回の電気事業法改正案では、健全性評価、いわゆる維持基準を導入するとしています。保安院中間報告は、原発の運転開始後の技術基準の適用ルールが不明確だったとしています。平沼大臣は、東電の南前社長の、「維持基準があれば伸び伸び仕事ができ、隠し立てしないで済む」という、維持基準がないことが事件の原因であるかの

ような主張を容認するのですか。明確な答弁を求めます。

原発の事故隠しは、今に始まったことではありません。だからこそ、関西電力美浜原発での事故隠しをきっかけに、七七年に通産大臣通達が出され、法律上の報告対象以外の軽微な故障についても国に報告されることになっていったはずですが。

政府は、不正事件を踏まえた対応の一環として、説明責任の確実な実行を掲げていますが、これは、原発にかかわるトラブル等をすべて公表し、その危険性を説明するということですか。また、それはどんな制度で担保するのでしょうか。七七年の大臣通達原則に立ち返り、軽微な故障でもすべて報告対象とし、それを公表すべきではありませんか。答弁を求めます。

不正の再発防止のためには、国の検査機能と体制の強化が求められています。

政府は、独立行政法人原子力安全基盤機構を新設し、国の原子力安全行政部門の事務の一部を移管し、国は検査の申請受け付けと合否判定のみを行うとしています。これでは、国の検査部門と現場との距離を一層遠ざけ、国の検査機能と体制の強化に逆行するではありませんか。答弁を求めます。

再発防止のための体制として今求められているのは、立地自治体からも指摘されているように、原発推進の経済産業省から独立した規制機関を確立することです。経済産業省の資源エネルギー庁に置かれた原子力安全・保安院では、独立の規制機関とは言えないだけでなく、規制機関として十分機能しないことは、今回の経験でも明らかです。

経済産業省など原子力の推進行政から明確に独立した規制機関を確立すべきではありませんか。独立した規制機関の確立は、我が党が七〇年代から主張してきただけでなく、原子力安全条約にも定められた国際常識であります。答弁を求めます。(拍手)

最後に、原子力行政の根本的な見直しについてです。

今、原発立地自治体を含め多くの国民は、プルサーマル計画に対して疑問を持っています。これを無視して、プルサーマル計画は既定の路線だと強弁するのは、国民の信頼は得られません。プルサーマル計画は根本的に見直すべきであります。答弁を求めます。

情報公開、説明責任を言うなら、原発の危険性を率直に語るべきです。科学的で正直な行政への転換なくして、国民の信頼を得ることはできません。

原発大増設とプルトリウム循環方式という危険きわまりない政策を中止し、低エネルギー社会の実現、再生可能エネルギーの開発を進めながら、原発からの段階的撤退を目指すべきであることを改めて強調して、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣平沼赳夫君登壇)

○国務大臣(平沼赳夫君) 塩川先生にお答えをさせていただきます。

地元の御批判をどう受けとめるかについて、また、個々の事案の事実関係の把握についてのお尋ねがございました。

地元の皆様を初めとする国民からの批判については、重く受けとめておりまして、事実関係の調査、再発防止策の策定等によりまして、信頼回復

に今、懸命に努めているところでございます。

今回の一連の事案につきましては、個々の事案に即して事業者が国への報告を適切に行なうことがことなどの理由を明らかにするとともに、それがチェックされなかった背景としての事業者の組織体制の問題などを把握し、公表させていただいたところでございます。

次に、原発の安全性に対する過信及び第三者機関による調査についてのお尋ねがございました。今般の事案が生じた背景については、事業者においては、公正さや説明責任が必ずしも十分でなかったとも考えられますが、安全性に対する過信が原因であったとは考えておりません。

これまで不正の疑いが生じた事案については、経済産業省といたしましては、徹底的な調査を実施しまして、事実関係の把握と事案の要因分析を行ってきたところであり、さらに第三者機関により改めて調査を行う必要はないと考えているところでございます。

次に、事業者任せの基本姿勢を改めないとの御指摘及び財団法人発電設備技術検査協会による立ち会いについてのお尋ねがございました。

今回の問題を踏まえまして、自主検査を法定化しまして、その実施体制を国が確認することとしたものでございまして、事業者任せとの御指摘は当たらないものと思っております。

財団法人発電設備技術検査協会による立ち会いについては、電気事業者と同協会の任意の契約によるものでありまして、国が義務づけているものではございません。国は、定期検査において、安全上重要な機器について立ち会いや記録確認を行うことにより、公正さを担保しているところでござ

います。

次に、維持基準と今回の問題の関係についてのお尋ねがございました。

維持基準の導入は、供用開始後にひび割れなどの変化が発生した場合の取り扱いが必ずしも明確でなかったことから、引き続き安全水準を満たしているかどうかを評価することを事業者に義務づけるものでございます。

したがって、このような基準の導入は、従来から求められておりました安全性の水準を引き下げたものではなくて、また、不正点検記録などの不正を正当化するものではありません。

次に、トラブル等の公表対象と制度的な担保、検査体制の強化及び保安院の独立についてのお尋ねがございました。

原子力施設のトラブルにつきましては、国への通報や公表の範囲に關しまして、基準の明確化を図ることによりまして、的確な情報公開に努めてまいります。

また、独立行政法人に移管される検査は、専門的なチェックを行うものでございまして、国は引き続き検査の主要な部分を直接実施することから、国の検査体制が後退するわけではございません。

原子力安全規制につきましては、原子力政策に責任を負う経済産業省が一次規制を実施することが必要と考えております。その上で、原子力安全委員会が客観的、中立的な立場から再度安全性を確認するというダブルチェック体制を強化する方向で総合的に私どもは検討していく考えでござい

ます。

最後に、プルサーマル計画についてのお尋ねがございました。

エネルギーの安定供給や地球温暖化防止の観点から、原子力発電の重要性には変わりなく、プルサーマルを実施するとの基本方針には変わりはありません。

以上であります。(拍手)

(国務大臣細田博之君登壇)

○国務大臣(細田博之君) 塩川議員にお答えいたします。

原子力立地地域の住民の声に關してお尋ねがありました。

私自身、原子力発電所から九キロのところに住んでおり、この件に關する住民の方々のお気持ち、不安、憤りに関しては、察するに余りあるものがございまして。

原子力の研究開発利用に当たっては、安全の確保に万全を期しつつ、国民の信頼のもとに進めていくことが何よりも重要であり、今回の東京電力の原子力発電所における点検をめぐる不正等により、この国民の信頼が著しく損なわれましたことについては、まことに遺憾でございまして。

このため、原子力安全委員会は、十月十七日に、今後、委員会としてとるべき対応方針を決定するとともに、十月二十九日には、史上初めて、内閣総理大臣を通じて経済産業大臣に対し、原子力安全への信頼の回復に關する勧告を行ったところでございます。

私としては、再発防止の重要性を強く認識するとともに、原子力施設立地県の声を重く受けとめているところであり、今後とも、原子力安全の強化策について、総合的かつ真摯に検討していく所存であります。

原発の安全性に対する過信についてお尋ねがありました。

今回の東京電力の不正などの動機、背景等として、安全性に問題がなければトラブル報告はできるだけ行わずに、スケジュールどおりに定期検査を終わらせて、原子力発電所を再起動させたいという意識があったと聞いております。これは、安全確保に第一義的責任を持つ事業者が安全を軽視した結果、起こったものではないかと認識しております。

今後とも、原子力事業者が安全に対する過信などを持ったりすることがないように、原子力においては安全を最優先にしなければならないという安全文化の組織への浸透を一層強化していくこと等を通じ、原子力安全に対する国民の信頼を取り戻せるよう、真剣に取り組んでまいりたいと思っております。

第三者機関による調査に関してお尋ねがありました。

原子力安全委員会は、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法に基づきまして、経済産業省など原子力の安全規制を実施する官庁から独立した機関として内閣府に設置されており、原子力安全に関する基本的な問題について、中立公正な立場から独立した活動を行っております。

一連の不正問題については、原子力安全委員会において、精力的に一次規制行政庁及び原子力事業者から聴取を行っております。

原子力安全委員会としては、今後とも、関係者から調査の状況について聴取を行うとともに、問題となった原子力発電所の安全性評価をみずから厳正に確認するなど、事案の全容解明を精力的に

進めてまいる所存であります。

原子力規制機関の独立についてお尋ねがありました。

原子力安全規制については、経済産業省など規制行政庁が一次規制を実施し、原子力安全委員会が客観的、中立的立場から再度安全性を確認するという現在のダブルチェックの体制が有効に機能するものと考えております。また、今回提出しているこの法律等の目的の一つも、このダブルチェック機能をさらに強化することでありまして、私としては、再発防止の重要性を強く認識するとともに、原子力施設立地県の声を重く受けとめているところであり、今後とも、原子力安全の強化策について、総合的かつ真摯に検討していく所存であります。

最後に、プルサーマル計画についてのお尋ねがありました。

プルサーマルを初めとする核燃料サイクルの確立は、資源に乏しい我が国の原子力の開発利用において重要な政策であることには変わりなく、着実に進めてまいります。

今後、安全性の確保を大前提として、核燃料サイクル政策に対する国民の信頼回復と理解に向けて、さらなる努力が必要であると考えております。(拍手)

(議長退席、副議長着席)

○副議長(渡部恒三君) 大島令子君。

(大島令子君登壇)

○大島令子君 社民党の大島令子でございます。私は、社会民主党・市民連合を代表いたします。ただいま議題となっております電気事業法・

原子炉等の規制に関する法律の一部改正案、原子力安全基盤機構法案につきまして、福田官房長官並びに平沼経済産業大臣に質問させていただきます。(拍手)

本改正案は、この間の一連の原子力発電所に関する不正問題への対応として提案されたものでございまして、東京電力が福島第一、第二原発と柏崎刈羽原発の自主点検記録に虚偽の記載をし、十数年間にわたって、炉心隔壁やジェットポンプなど原子炉内の機器のひび割れや摩耗といった損傷を隠ぺいし続けてきたことが、本年八月、明らかになりました。計十三基、二十九件に及ぶデータが隠ぺい、改ざんされたという、かつてない、大規模で組織的な事故隠しであります。

これに端を発して、東北電力女川原子力発電所、中部電力浜岡原子力発電所、日本原電敦賀原子力発電所、中国電力島根原子力発電所、四国電力伊方原子力発電所などでのトラブル隠しも次々に明らかになるなど、今や、国内のほとんどの原子炉で、データの隠ぺいや改ざんが日常的に行われてきたことが明らかになっております。

シユラウドのひび割れ、再循環系の配管の損傷などだけではなく、ついには、原子炉格納容器の気密性検査のデータまでが偽装されていたことが発覚しております。いずれも、原発の安全性に直結する極めて深刻なトラブルであり、重大な違法行為であります。

社民党の調査究明委員会に対して、事件発覚直後の九月六日、東京電力の南前社長は、安全基準が厳し過ぎて守るのが難しい、新品同様の維持基準では現場は伸び伸びと仕事ができないうと、現行の維持基準に対する見解を述べました。本改正案

は、まさにこの立場に立って、健全性評価を行う基準、すなわち維持基準を導入しようとするものであります。

しかし、法令に違反した者が、基準が厳し過ぎると開き直り、取り締まるべき国が、その言い分どおりに法律を変えて新しい基準を導入する、そんなことが許されるはずがありません。

そもそも、維持基準は、既に、総合資源エネルギー調査会原子力部会検査の在り方検討会において検討が進み、二年後の導入が想定されていたものです。不正事件に乗じて、十分な関連制度が整備されないまま、急場しのぎのように実施されることには反対であります。

そして、今回の問題は、ただ電力会社だけの問題ではありません。事件そのものより、さらに深刻なのは、本来、不正を正すはずの原子力規制行政が、長年にわたってこれを放置し、規制の役割を全く果たしてこなかったということです。一度や二度のことではなく、十数年にわたって日常的に繰り返されてきた不正が放置されたということ、規制機関としての能力が全くなかったのか、トラブル隠しを共謀してきたのか、このどちらかと言わざるを得ないのです。

特に原子力安全・保安院は、規制行政の役割を果たせなかったという消極的な責任があるにとどまらず、内部告発者の情報を電力会社に伝え、二年間も情報を伏せてきたことなど、事故隠しに積極的に加担してきた共犯者であったことも明らかになっております。

経済産業省、原子力安全・保安院は、まさに調査されるべき対象なのであり、事件への対策を提案する資格などあるのでしょうか。(拍手)

経済産業省と保安院の責任について、どのように考え、責任をとられるつもりですか。東京電力の社長は辞任しましたが、原子力安全・保安院長も責任をとるべきではありませんか。経済産業大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

まずは、事故隠しの実態を徹底的に調査し、再発防止を図るためにも、規制官庁としての原子力安全・保安院の責任を明確化することが先決です。安全確保の立場に立った公正な原子力規制行政が不在のまま維持基準が導入されることは、単に不正を合法化させるだけであり、断じて認めることはできません。(拍手)

最初の商業原子炉の運転開始から四十年近くたった今になって新たな基準を導入しなくてはならないということは、これまでの安全規制は一体何だったのでしょうか。政府は、電力会社がデータを改ざんしたりトラブルを隠したりすることを認めながら、安全基準が守られているかのように言い繕い、根拠のないまま安全を強弁してきただけではないでしょうか。

規制行政の現状について、どのようにお考えなのか。そして、再発防止策や原子力行政への信頼回復もそこそこの状態で、また、原発立地自治体である福島県議会など多くの自治体の反対を押し切ってきた、今、この維持基準の導入を急ぐ理由は何なのか。平沼経済産業大臣、明確にお答えください。

次に、維持基準導入による健全性評価の審査業務を、新たに設立される独立行政法人原子力安全基盤機構に委託されることですが、これで客観的な欠陥評価が担保できるのでしょうか。今回の不正をチェックできなかった三つの公益法人の

機能が統合されるだけであり、経済産業大臣を主務大臣とし、大臣の要求に応じることが義務づけられるなど、保安院と比べても独立性が低いと言わざるを得ません。

社民党は、これまでも、過去にさかのぼって徹底的に調査を行った上で、保安院を経済産業省から切り離して再編し、原子力に批判的な立場の研究者も含めた新たな安全規制システムを構築するといった抜本的な改革が必要だと主張してきました。原子力安全・保安院を経済産業省から、この際、分離し、内閣府もしくは環境省の所管とするという機構改革が必要ではありませんか。官房長官のお考えをお示しください。

次に、罰則の問題についてお尋ねします。

今回のような組織的な不正を抑制するために、重大な違反に対して法人重課を導入するなど、罰則の強化が図られます。最大で三億円以下の罰金というのは、いかにも高いように思われますが、百万キロワット級の原発を一日とすると一億円の損害が出ると言われていることからすれば、実は、電力事業者にとっては全く小さな額であり、重罰化が十分な抑止効果を発揮するとは思えません。いずれにしても、規制行政に不正を監視する能力がない現実を考えれば、結局、実効性はないことは明らかです。

十分な情報公開のシステムと第三者による客観的な欠陥評価システム、さらに、内部告発者の完全な保護制度を整備する方がよほど抑止力になると思います。官房長官の御見解をお聞かせください。

原子力発電を行うと、高レベルの放射能のごみが発生します。これは、適切に扱われないと人

体や生態系にとって大変危険であり、数千、数万年単位の未来までツケを回すことになります。残念ながら、現時点では、完全に無害化する技術はありません。

私たち社民党は、将来の世代にツケを回すことにはかならない原子力への依存からは早期に脱却すべきと訴え続けてまいりました。しかし、こうした原子力への立場の違いを超えて、現存する原発が安全に運転されるということは、すべての大前提であり、絶対条件ではないでしょうか。

この不十分な維持基準導入によって、その絶対条件が崩れ去ろうとしています。いま一度、根本に立ち返って考えるべきときであるということを改めて強く訴え、私からの質問を終わらせていただきます。(拍手)

(国務大臣福田康夫君登壇)

○国務大臣(福田康夫君) 大島議員にお答えします。

まず、原子力安全・保安院の位置づけに関してのお尋ねがございました。

エネルギー利用に関する原子力の安全規制については、エネルギー政策に責任を負う経済産業大臣が一次規制を実施することが必要と考えます。

その上で、原子力安全委員会が客観的、中立的立場から再度安全性を確認するというダブルチェックの体制を強化していきたいと考えております。

次に、不正の抑止力についてのお尋ねがございました。

保守点検を行った事業者に対する報告徴収の創設などあわせ、罰則の強化をすることにより、規制の実効性を確保することといたします。

また、原子力施設におけるひび割れ等について

は、事業者が評価を行うことを義務づけ、国が必要に応じて確認を行うことといたしました。さらに、安全規制の実施状況全般については、原子力安全委員会に報告をし、公開してまいります。

内部告発者の保護については、申告案件の調査を公正に処理することにより、万全の注意を払ってまいります。

以上であります。(拍手)

(国務大臣平沼赳夫君登壇)

○国務大臣(平沼赳夫君) 大島先生にお答えをさせていただきます。

一連の不正問題への対応についての経済産業省と原子力安全・保安院の責任、特に原子力安全・保安院長の責任についてのお尋ねがございました。

本件の調査過程につきましては、御承知のように、外部の有識者から成る評価委員会を設けまして、厳正に調査をいたしまして、調査手順や手法に適切でない点が多い、このような指摘を受けたところでございます。

私は、これを重く受けとめまして、原子力安全・保安院長を含め関係者を厳正に処分することにも、私自身につきましても、先ほど来申し上げておりますように、けじめをつけさせていただいたところであります。再発防止対策に万全を期すことにより、これから、私、一生懸命責任を果たしてまいります、このように思っているところでございます。

次に、原子力の規制行政の現状と維持基準の導入についてのお尋ねがございました。

国の原子力安全規制については、今回の反省の上に立ちまして、その実効性の向上を図ることが

必要であると思っております。事業者の自主検査の法定化を図ることなど、再発防止策を徹底的に講じまして、信頼の回復に努力してまいりたい、このように思っているところでございます。

維持基準につきましては、先ほど来御答弁させていただいたところでございますけれども、供用中の原子力発電設備の構造物にひび割れ等が発生した場合、その安全水準を維持しているかを一定の基準により評価することを事業者が義務づけることとするものでございまして、私どもとしては、これまでの安全水準を下げる、そういうことはあってはならない、こういう前提に立ちまいたい、このように思っているところでございまして、(拍手)

○副議長(渡部恒三君) 松浪健四郎君。

(松浪健四郎君登壇)

○松浪健四郎君 保守党の松浪健四郎でございます。

私は、自由民主党、公明党及び保守党を代表し、ただいま趣旨説明のあった電気事業法改正案等二法案に関連し、質問をいたします。(拍手)
資源に乏しい我が国は、いまだ、そのエネルギー供給の五割以上を石油に依存し、その石油のほぼ全量を海外から輸入しているなど、極めて脆弱なエネルギー供給構造にあります。その中にあって、原子力エネルギーは、発電電力量の約三割を占めるに至っており、我が国経済と国民生活を支えております。風力発電、太陽光発電などの新エネルギーの開発が遅々として進んでいない現

実の中で、原子力エネルギーの安全供給の重要性は極めて高いものがございます。

加えて、我が国は、先般の通常国会において、地球温暖化防止にかかわる京都議定書を批准いたしました。これにより、我が国は、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を二〇一二年までに一九九〇年に比べ六％削減する約束をいたしました。政府がことし三月に決定した地球温暖化対策推進大綱によれば、我が国がこの約束を実現するためには、原子力発電を十から十三基新増設し、原子力エネルギーの供給量を現在より三〇％ふやさなければなりません。

このように、原子力エネルギーはますますその重要性を増しております。安全性を厳しく問われ、発電所の立地に特段の配慮を伴い、発電所の新増設に相当の困難が予想される中で、平沼経済産業大臣は原子力エネルギーに課せられた重い使命をどのようにして果たされる方針か、お伺いしたいと思います。

原子力開発にとり最も大切なことは、安全性の確保であり、原子力発電に対する国民の信頼であります。とりわけ、原子力発電の立地地域の住民の理解と協力が不可欠であります。

その点において、今般の東京電力による損傷隠し、自主点検記録の不正事件の発生は、原子力政策に対する国民の信頼を失墜させる事件であり、まことに遺憾であります。

この事件により、プルトリウムをもう一度燃料として利用するプルサーマル計画について、一度事前了解した地元自治体が白紙撤回するなど、今後の新たな原子力発電所の立地やプルサーマル計

画はとんざしております。また、この事件の影響で、東京電力は相次いで原発の運転を停止しており、冬場の電力需要のピークに当たる来年二月には首都圏が深刻な電力不足に陥るのではないかと危惧されております。

政府は、今回の法改正により、安全に影響のない程度の損傷は認める維持基準の導入などを行っていますが、これだけでは不十分であります。既存の原子力施設の総点検を実施し、徹底的な検査を行い、安全の確保に万全を期し、地元自治体と住民の信頼を一日も早く取り戻さなければなりません。同時に、火力発電の再稼働など、電力不足を引き起こさないための代替手段の確保に全力を挙げるべきであります。

平沼経済産業大臣は、今般の東京電力の一連の事件をどのように受けとめ、再発防止策をどのように講じていく方針か、また、運転再開の見通しについても伺います。

最後に、イラク問題が国際政治の中で注目されています。もし戦争となれば、石油エネルギー問題も深刻なものとなりましょう。我が国にとりまして、対岸の火事ではありません。平沼大臣におかれましては、適切にして十分な御配慮をお願い申し上げます、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣平沼赳夫君登壇)

○国務大臣(平沼赳夫君) 松浪先生にお答えをさせていただきます。

原子力エネルギーに課せられた使命をいかに果たすかについてのお尋ねがありました。

環境保全や効率化の要請に対応しつつエネルギーの安定供給を実現するとのエネルギー政策の

目標を実現するためには、燃料供給や価格の安定性に加え、CO₂を発生しないという環境特性を有する原子力が重要との認識は、変わるものではないでございます。

今般の問題につきましては、事実関係の究明や再発防止策を徹底的に実施することを再出発点といたしまして、原子力に係る信頼の回復に全力を傾注してまいり所存でございます。

次に、再発防止策及び原発の運転再開についてのお尋ねがございました。

今回の問題は国民の信頼を大きく損なうものでございまして、本件の反省に立って、徹底した再発防止を図りまして、信頼回復に努めることが必要と考えております。

再発防止策につきましては、事業者による自主検査の法定化、抜き打ち的手法の導入、検査体制の強化等を図ることとしております。

原発の運転再開については、まず、立地地域の方々の御理解を得ながら再開に向けての努力をしていくことが必要なことだ、このように思っております。全力を傾けて一生懸命努力させていただきたい、このように思っております。

以上であります。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(渡部恒三君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十八分散会

出席國務大臣

出席副大臣

法務大臣 森山 眞弓君
文部科学大臣 遠山 敦子君
厚生労働大臣 坂口 力君
経済産業大臣 平沼 赳夫君
国務大臣 谷垣 禎一君
国務大臣 福田 康夫君
国務大臣 細田 博之君
経済産業副大臣 西川 太一郎君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る八日、内閣から、議員鈴木宗男君について勾留期間が更新された旨の通知書を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

奥山 茂彦君 補欠 菱田 嘉明君
高橋 一郎君 西野 あきら君
岩國 哲人君 井上 和雄君
山花 郁夫君 松本 剛明君
山元 勉君 枝野 幸男君
井上 和雄君 岩國 哲人君
大畠 章宏君 鈴木 康友君
吉井 英勝君 児玉 健次君
西野 あきら君 高橋 一郎君
菱田 嘉明君 奥山 茂彦君

法務委員

辞任

補欠

左藤 章君 補欠 上川 陽子君
横内 正明君 岡下 信子君
鎌田 さゆり君 中林 よし子君
不破 哲三君 小林 憲司君
岡下 信子君 横内 正明君
上川 陽子君 左藤 章君
小林 憲司君 鎌田 さゆり君
中林 よし子君 不破 哲三君

財務金融委員

辞任

補欠

上川 陽子君 補欠 左藤 章君
小池 百合子君 松浪健四郎君
左藤 章君 上川 陽子君
松浪健四郎君 小池 百合子君

文部科学委員

辞任

補欠

青山 丘君 補欠 増原 義剛君
小淵 優子君 梶山 弘志君
大野 松茂君 山本 明彦君
岸田 文雄君 山本 幸三君
佐藤 静雄君 水野 賢一君
森岡 正宏君 岩崎 忠夫君
鎌田 さゆり君 今野 東君
池坊 保子君 白保 台一君
今野 東君 手塚 仁雄君
手塚 仁雄君 鎌田 さゆり君

厚生労働委員

辞任

補欠

奥谷 通君 補欠 金子 恭之君
棚橋 泰文君 山口 泰明君
谷津 義男君 水野 賢一君
石毛 鏡子君 城島 正光君
野田 毅君 松浪健四郎君
金子 恭之君 奥谷 通君
水野 賢一君 谷津 義男君
山口 泰明君 棚橋 泰文君
城島 正光君 石毛 鏡子君
松浪健四郎君 野田 毅君

国土交通委員

辞任

補欠

中本 太衛君 補欠 林 省之介君
大幡 基夫君 山口 富男君
林 省之介君 中本 太衛君
山口 富男君 大幡 基夫君
安全保障委員
辞任
逢沢 一郎君 補欠 佐藤 勉君
仲村 正治君 大木 浩君
野呂田芳成君 萩野 浩基君
前原 誠司君 津川 祥吾君
大木 浩君 仲村 正治君

議院運営委員

辞任

補欠

北村 誠吾君 補欠 福井 照君
大石 尚子君 伴野 豊君
児玉 健次君 佐々木憲昭君
福井 照君 北村 誠吾君
伴野 豊君 大石 尚子君
佐々木憲昭君 児玉 健次君

(特別委員長補欠選任)

一、去る八日、特別委員会において、次のとおり委員長を補欠選任した。

災害対策特別委員長 松沢 成文君

(理事補欠選任)

一、去る八日、特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

災害対策特別委員会

理事 松岡 利勝君 (理事荒井広幸君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)

沖繩及び北方問題に関する特別委員会
理事 谷津 義男君 (理事佐藤静雄君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

岩屋 毅君 補欠 鈴木 恒夫君

特殊法人等改革に関する特別委員

辞任

補欠

中本 太衛君 小泉 龍司君
西川 京子君 森岡 正宏君
奥田 建君 後藤 茂之君
小泉 龍司君 中本 太衛君
鈴木 恒夫君 岩屋 毅君
森岡 正宏君 西川 京子君
後藤 茂之君 奥田 建君
沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任

補欠

赤嶺 政賢君 春名 真章君
春名 真章君 赤嶺 政賢君

武力攻撃事態への対処に関する特別委員

辞任

補欠

竹本 直一君 荒巻 隆三君

一、昨十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

武力攻撃事態への対処に関する特別委員

辞任

補欠

菅 義偉君 竹本 直一君
中本 太衛君 谷田 武彦君
伊藤 忠治君 長浜 博行君
肥田美代子君 大石 尚子君
白保 台一君 西 博義君
赤嶺 政賢君 児玉 健次君
東門美津子君 日森 文尋君
竹本 直一君 菅 義偉君
谷田 武彦君 中本 太衛君
大石 尚子君 肥田美代子君
長浜 博行君 伊藤 忠治君
西 博義君 白保 台一君
児玉 健次君 赤嶺 政賢君
日森 文尋君 東門美津子君

特殊法人等改革に関する特別委員

辞任

補欠

西川 京子君 松島みどり君
吉田 幸弘君 阪上 善秀君
岩國 哲人君 生方 幸夫君
佐藤謙一郎君 鎌田さゆり君
田中 慶秋君 上田 清司君
山元 勉君 簡井 信隆君
瀬古由起子君 矢島 恒夫君
菅野 哲雄君 金子 哲夫君
生方 幸夫君 井上 和雄君
鎌田さゆり君 大谷 信盛君
井上 和雄君 松原 仁君
阪上 善秀君 吉田 幸弘君
松島みどり君 西川 京子君
上田 清司君 田中 慶秋君
大谷 信盛君 佐藤謙一郎君
簡井 信隆君 山元 勉君
松原 仁君 岩國 哲人君
金子 哲夫君 瀬古由起子君
菅野 哲雄君

辞任

補欠

一、去る八日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

(議案受領)

一、去る八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

(議案付託)

構造改革特別区域法案(内閣提出第六九号)

農薬取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)

農林水産委員会 付託

農林水産委員会 付託

農林水産委員会 付託

農林水産委員会 付託

農林水産委員会 付託

農林水産委員会 付託

農林水産委員会 付託

農林水産委員会 付託

農林水産委員会 付託

農林水産委員会 付託

農林水産委員会 付託

農林水産委員会 付託

農林水産委員会 付託

農林水産委員会 付託

農林水産委員会 付託

農林水産委員会 付託

農林水産委員会 付託

農林水産委員会 付託

農林水産委員会 付託

農林水産委員会 付託

農林水産委員会 付託

(議案送付)

一、去る八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律及び二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十四年十月十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「前項を第一項に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該幼稚園を設置する者は、同項に規定する事項を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県教育委員会に届け出なければならない。

第四条第三項を次のように改める。

第二項第一号の学位の種類及び分野の変更並びに同項第二号の学位の分野の変更に関する基準は、文部科学大臣が、これを定める。

第四条第一項の次に次の二項を加える。

前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。

この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

一 大学の学部又は大学院の研究科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

二 第六十九条の二第二項の大学の学位の設置であつて、当該大学が設置する学科の分野の変更を伴わないもの

三 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第六十九条の二第二項の大学の学位の廃止

四 前三号に掲げるもののほか、政令で定める事項

文部科学大臣は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る事項が、設備、授業その他の事項に関する法令の規定に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十四条中「公立又は私立の大学及び高等専門学校並びに放送大学学園の設置する大学については文部科学大臣、を削る。

第十五条を次のように改める。

第十五条 文部科学大臣は、公立又は私立の大学及び高等専門学校並びに放送大学学園の設置する大学が、設備、授業その他の事項について、法令の規定に違反していると認めるときは、当該学校に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

文部科学大臣は、前項の規定による勧告によつてもなお当該勧告に係る事項(次項において「勧告事項」という。)が改善されない場合には、当該学校に対し、その変更を命ずることができ

る。
文部科学大臣は、前項の規定による命令によつてもなお勧告事項が改善されない場合には、当該学校に対し、当該勧告事項に係る組織の廃止を命ずることができる。

文部科学大臣は、第一項の規定による勧告又は第二項若しくは前項の規定による命令を行うために必要があると認めるときは、当該学校に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

第六十条中「場合」の下に「及び第四条第五項に規定する基準を定める場合」を加える。

第六十条の二中「場合」の下に「及び大学に対し第四条第三項若しくは第十五条第二項若しくは第三項の規定による命令又は同条第一項の規定による勧告を行う場合」を加える。

第六十五条中「きわめて」を「きわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い」に改め、同条に次の一項を加える。

大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

第六十七条第一項中「修士の学位」の下に「若しくは第六十八条の二第一項に規定する文部科学大臣の定める学位」を加える。

第六十八条の二第一項中「大学院」の下に「(専門

職大学院を除く。)」を、「博士の学位を」の下に「専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を」を加える。

第六十九条の二の次に次の四条を加える。

第六十九条の三 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機関」という。)による評価(以下「認証評価」という。)を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準(前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条に

おいて同じ。)に従つて行うものとする。
第六十九条の四 認証評価機関にならうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。

一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。

二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。

三 第四項に規定する措置(同項に規定する通知を除く。)の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。

四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。)であること。

五 次条第二項の規定により認証を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人でないこと。

六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。

認証評価機関は、認証評価を行ったときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。

認証評価機関は、大学評価基準、評価方法その他文部科学大臣の定める事項を変更しようとするとき、又は認証評価の業務の全部若しくは一部を休止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

文部科学大臣は、認証評価機関の認証をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第六十九条の五 文部科学大臣は、認証評価の公正かつ適確な実施が確保されないおそれがあると認めるときは、認証評価機関に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

文部科学大臣は、認証評価機関が前項の求めに応じず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき、又は前条第二項及び第三項の規定に適合しなくなつたと認めるときその他認証評価の公正かつ適確な実施に著しく支障を及ぼす事由があると認めるときは、当該認証評価機関に対してこれを改善すべきことを求め、及びその求めによつてもなお改善されないときは、その認証を取り消すことができる。

文部科学大臣は、前項の規定により認証評価機関の認証を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第六十九条の六 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、第六十条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

一 認証評価機関の認証をするとき。

二 第六十九条の四第三項の細目を定めるとき。

三 認証評価機関の認証を取り消すとき。

第七十条の十中「第六十条、」を「第六十条（設置基準に係る部分に限る。）に、」及び「第六十九條」を「第六十九條、第六十九條の三（第三項を除く。）及び第六十九條の四から第六十九條の六まで」に改める。

第八十二條の十一第一項及び第八十三條第二項中「公立又は私立の大学及び高等専門学校並びに放送大学学園の設置する大学については文部科学大臣、」を削る。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第六十九條の二の次に四條を加える改正規定及び第七十条の十の改正規定（及び第六十九條を、第六十九條、第六十九條の三（第三項を除く。）及び第六十九條の四から第六十九條の六まで」に改める部分に限る。） 平成十六年四月一日

二 附則第三條の規定 公布の日

（認可の申請に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に改正前の学校教育法第四條第一項の規定によりされている大学の学部若しくは大学院の研究科又は改正前の同法第六十九條の二第二項の大学の学科の設置廃止その他政令で定める事項についての認可の申請であつて、改正後の同法第四條第二項各号の

規定に該当するものは、改正後の同項後段の規定によりされた届出とみなす。

（専門職大学院の設置のため必要な行為）

第三条 専門職大学院の設置のため必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

（私立学校法の一部改正）

第四条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十五條の三」を「第六十五條の四」に改める。

第五條を次のように改める。

（学校教育法の特例）

第五條 私立学校には、学校教育法第十四條の規定は、適用しない。

第八條第一項中「第五條第一項各号に掲げる」を「学校教育法第四條第一項又は第十三條に規定する」に改め、同條第二項中「第五條第一項第一号に掲げる事項のうち私立学校の廃止、設置者の変更若しくは収容定員に係る学則の変更の認可を行う場合又は同項第二号の閉鎖を命ずる」を「学校教育法第四條第一項又は第十三條に規定する事項（同法第六十條の二の規定により諮問すべきこととされている事項を除く。）を行う」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第三十條第一項第三号中「広域の通信制の課程」の下に「（学校教育法第四十五條第三項（同法第五十一條の九第一項において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をい

う。）を加え、「広域の通信制の課程である旨」を「その旨」に改める。

第四十五條の見出しを「（寄附行為変更の認可等）」に改め、同條中「変更の下に」（文部科学省令で定める事項に係るものを除く。）を加え、同條に次の一項を加える。

- 2 学校法人は、前項の文部科学省令で定める事項に係る寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

第六十四條第一項中「第五條第二項」を「第五條」に、「について、第五條、第六條及び第八條

第一項の規定は」を「及び」に改め、「それぞれを削り、「第五條第一項各号に掲げる」を「学校教育法第四條第一項又は第十三條に規定する」に、「第五條第一項各号」とあるのは「第六十四條第一項において準用する第五條第一項各号」を「学校教育法第四條第一項」とあるのは「学校教育法第八十三條第二項において読み替えて準用する同法第四條第一項」に改める。

第四章中第六十五條の三の次に次の一條を加える。

（経過措置）

第六十五條の四 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第六十六條中「一」を「いずれかに」に、「一万円」を「二十万円」に改め、第七號を第八號とし、第三號から第六號までを一號ずつ繰り下げ、第二號の次に次の一號を加える。

- 三 第四十五條第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第六十七條中「五千円」を「十万円」に改める。

附則第九項を削り、附則第十項を附則第九項とし、附則第十一項を附則第十項とし、附則第十二項から第十五項までを削り、附則第十六項を附則第十一項とし、附則第十七項を削り、附則第十八項を附則第十二項とする。

（私立学校法の一部改正に伴う経過措置）

第五條 前條の規定の施行の際現に改正前の私立学校法第四十五條の規定によりされている学校法人の寄附行為変更の認可の申請であつて、改正後の同條第一項の文部科学省令で定める事項に係るものは、改正後の同條第二項の規定によりされた届出とみなす。

- 2 前條の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（税理士法の一部改正）

第六條 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「同じ。」の下に「又は同法第六十八條の二第二項に規定する文部科学大臣の定める学位で財務省令で定めるもの」を加え、同條第三項中「修士の学位」の下に「又は学校教育法第六十八條の二第二項に規定する文部科学

大臣の定める学位で財務省令で定めるものを加える。

理 由

大学等の教育研究活動等の充実を図るため、大学の学部等の設置について一定の事項を行うときは認可を受けることを要しないものとするとともに、大学等に対する勧告等の制度及び大学等の認証評価制度を設け、あわせて、専門職大学院制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、大学等の教育研究活動等の充実を図るため、大学の学部等の設置について一定の事項を行うときは認可を受けることを要しないものとするとともに、大学等に対する勧告等の制度及び大学等の認証評価制度を設け、あわせて、専門職大学院制度を設ける等のため、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

1 公立又は私立の大学等に係る認可事項の見直し

(一) 公立又は私立の大学及び高等専門学校並びに放送大学学園の設置する大学(以下「公立又は私立の大学等」という。)を設置する者は、当該大学が授与する学位の種類及び

分野の変更を伴わない学部の設置等を行う場合には、認可を要しないこととし、あらかじめ、文部科学大臣に届け出ることとする。

(二) 文部科学大臣は、届出が法令の規定に適合しないと認めるときは、その届出した者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができることとする。

2 法令違反状態の大学等の改善

(一) 文部科学大臣は、公立又は私立の大学等が、設備、授業等について法令の規定に違反していると認めるときは、当該学校に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができることとする。

(二) 文部科学大臣は、勧告によってもなお状況が改善されない場合には、当該学校に対し、その変更を命じ、なお改善されない場合には、勧告に係る組織の廃止を命ずることができるとすること。

(三) 文部科学大臣は、勧告、変更命令又は組織の廃止命令をなすために必要があると認めるときは、当該学校に対し、報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

3 専門職大学院制度の創設

(一) 大学院の目的として、高度専門職業人の養成を明確にするとともに、大学院のうち、高度専門職業人の養成を目的とするものは、専門職大学院とすること。

(二) 大学は、専門職大学院の課程を修了した者に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

4 認証評価制度の創設

(一) 大学は、当該大学の教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、定期的に、文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機関」という。)による評価(以下「認証評価」という。)を受けるものとする。

(二) 専門職大学院を置く大学は、当該専門職大学院の教育研究の状況について、定期的に、認証評価を受けるものとする。

(三) 文部科学大臣の認証は、申請により行うものとし、申請の内容が、大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること等一定の要件に適合しているときは、認証するものとする。

(四) 認証評価機関は、評価結果の大学への通知及び公表等を行うとともに、一定の事項の変更又は業務の休止若しくは廃止について、あらかじめ、文部科学大臣に届け出るものとする。

(五) 文部科学大臣は、認証評価の公正かつ適確な実施の確保のため、認証評価機関に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができることとする。認証評価機関が法令で定める一定の要件に適合しなくなったと認めるとき等は、当該認証評価

機関に対してこれを改善すべきことを求め、なお改善されないときは、その認証を取り消すことができることとする。

(六) 認証評価に係る規定は、高等専門学校に準用すること。

5 審議会等への諮問

(一) 文部科学大臣は、法令の規定に違反していると認められる公立又は私立の大学等に対し命令等を行うときは、審議会等に諮問しなければならないこととする。

(二) 文部科学大臣は、評価機関の認証等を行うときは、審議会等に諮問しなければならないこととする。

6 施行期日等

(一) この法律は、平成十五年四月一日から施行すること。ただし、認証評価に係る改正規定は、平成十六年四月一日から施行すること。

(二) その他所要の改正を行うこと。

二 議案の可決理由

本案は、大学の教育研究水準の向上とそのための主体的な取組みの促進及び大学院において社会的・国際的に活躍できる高度専門職業人の養成を促進する等の観点から妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。右報告する。

当該古物に関する事項に係る自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号、競り売りをしようとする期間その他国家公安委員会規則で定める事項を公安委員会に届け出なければならない。

3 前二項の規定は、古物競りあつせん業者が行うあつせんを受けて取引をしようとする場合には、適用しない。

第二章中第十条の次に次の一節を加える。

第二節 古物競りあつせん業者

(届出)

第十条の二 古物競りあつせん業者は、営業開始の日から二週間以内に、営業の本拠となる事務所(当該事務所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。)の所在地を管轄する公安委員会に、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、届出書には、国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 営業の本拠となる事務所その他の事務所の名称及び所在地

三 法人にあつては、その役員の氏名及び住所
四 第二条第二項第三号の競りの方法その他業務の実施の方法に関する事項で国家公安委員会規則で定めるもの

2 前項の届出書を提出した者は、古物競りあつせん業を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、公安委員会(公安委員会の管轄区域を異にして営業の本拠となる事務所を変更したときは、変更後の営業の本拠となる事務所の所在地を管轄する公安委員会)に、国家公安委員会規則で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、届出書には、国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

「第三章 古物商等の遵守事項等」を「第三章 古物商及び古物市場主の遵守事項等」に改め、

第十二条の見出しを「(標識の掲示等)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 古物商は、第五条第一項第六号に規定する方法を用いて取引をしようとするときは、その取り扱う古物に関する事項と共に、その氏名又は名称、許可をした公安委員会の名称及び許可証の番号を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。

第十五条第一項中「その相手方の住所、氏名、職業及び年齢の確認をし、又はその相手方からその住所、氏名、職業及び年齢が記載された文書(その者の署名のあるものに限る。)の交付を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない」を「相手方の真偽を確認するため、次の各号のいずれかに掲げる措置をとらなければならない」に改め、同項各号を次のように改める。

一 相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確認すること。

二 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢が記載された文書(その者の署名のあるものに限る。)の交付を受けること。

三 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。)による記録であつて、これらの情報についてその者による電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第三十号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。当該電子署名について同法第四条第一項又は第十五条第一項の規定を受けた者により同法第二条第二項に規定する証明がされるものに限る。)が行われているものの提供を受けること。

四 前三号に掲げるもののほか、これらに準ずる措置として国家公安委員会規則で定めるものの

第十五条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、同項に規定する措置をとることを要しない。

一 対価の総額が国家公安委員会規則で定める金額未満である取引をする場合(特に前項に規定する措置をとる必要があるものとして国家公安委員会規則で定める古物に係る取引をする場合を除く。)

二 自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受ける場合

第十六条中「(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。)」を削り、同条ただし書中「前条第一項各号」を「前条第二項各号」に改め、同条第五号中「確認をしたときは、その方法」を「つた措置の区分(同項第一号及び第四号に掲げる措置にあつては、その区分及び方法)」に改め、同条第六号を削る。

第十九条第一項中「道府県警察本部長」を「若しくは道府県警察本部長に改め、警察署長の下に(以下「警察本部長等」という。))を、「品触れを」の下に「書面により」を加え、同条第二項中「前項の」の下に「規定により発せられた」を加え、「その品触れ」を「当該品触れに係る書面」に改め、同条第四項中「第二項」の下に「又は第四項を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「又は」の下に「第二項若しくは」を加え、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

3 警察本部長等は、第一項の品触れを、書面により発することに代えて、あらかじめ古物商又は古物市場主の承諾を得て、電子情報処理組織

を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国家公安委員会規則で定めるものにより発することができ。

4 古物商又は古物市場主は、前項の規定により発せられた品触れを受けたときは、当該品触れに係る電磁的方法による記録を到達の日から六月間保存しなければならない。

第二十一条中「盗品又は遺失物」を「盗品等」に、「警察署長」を「警察本部長等」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 古物競りあつせん業者の遵守事項等

(相手方の確認)

第二十一条の二 古物競りあつせん業者は、古物の売却しようとする者からのあつせんの申込みを受けようとするときは、その相手方の真偽を確認するための措置をとるよう努めなければならない。

(申告)

第二十一条の三 古物競りあつせん業者は、あつせんの相手方が売却しようとする古物について、盗品等の疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならない。

(記録)

第二十一条の四 古物競りあつせん業者は、古物の売買しようとする者のあつせんを行ったときは、国家公安委員会規則で定めるところによ

り、書面又は電磁的方法による記録の作成及び保存に努めなければならない。

(認定)

第二十一条の五 古物競りあつせん業者は、その業務の実施の方法が、国家公安委員会が定める盗品等の売買の防止及び速やかな発見に資する方法の基準に適合することについて、公安委員会の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けた古物競りあつせん業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、同項の認定を受けている旨の表示をすることができ。

3 何人も、前項の場合を除くほか、同項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

4 前三項に定めるもののほか、申請の手續、認定の取消しその他第一項の認定に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第二十一条の六 古物競りあつせん業(日本国内に在る者をあつせんの相手方とするものに限る。)を外国において営む者は、その業務の実施の方法が前条第一項に規定する基準に適合することについて、国家公安委員会規則で定めるところにより、公安委員会の認定を受けることができる。

2 前条第二項の規定は前項の認定を受けた者について、同条第四項の規定は前項の認定について準用する。

(競りの中止)

第二十一条の七 古物競りあつせん業者のあつせんの相手方が売却しようとする古物について、盗品等であると疑うに足る相当理由がある場合においては、警察本部長等は、当該古物競りあつせん業者に対し、当該古物に係る競りを中止することを命ずることができる。

第二十一条第一項中「警察官」を「警察職員」に、「第十条の競り売り」を「第十条第一項の競り売り」に改め、同条第二項中「警察署長」を「警察職員」に改め、同条第三項中「警察署長」を「警察本部長等」に、「又は古物市場主」を「古物市場主又は古物競りあつせん業者」に、「盗品又は遺失物」を「盗品等」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前項の規定は、第二十一条の六第一項の認定を受けた者について準用する。

第三十一条第一号中「古物営業」を「第二条第二項第一号又は第二号に掲げる営業」に改める。

第三十三条第一号中「第十九条第三項若しくは第四項」を「第十九条第四項から第六項まで」に改め、同条第四号中「品触書」を「品触れに係る書面」に改め、同条第五号中「第二十一条の下に」又は「第二十一条の七を加え、」警察署長」を「警察本部長等」に改める。

第三十四条に次の二号を加える。

三 第十条の二第一項の規定に違反して届出書若しくは添付書類を提出せず、又は同項の届

出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

四 第二十一条の五第三項の規定に違反した者

第三十五条第一号中「第七条」の下に「若しくは第十条の二第二項を、」又は「の下に「第七条若しくは第十条の二第二項の」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十五条第一項の改正規定、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、第十六条の改正規定並びに第二十二條第一項及び第二項の改正規定(「警察官」を改める部分に限る。)は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に改正前の古物営業法第十条の規定によりされた届出は、改正後の古物営業法(以下「新法」という。)第十条第一項又は第二項の規定によりされた届出とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に古物競りあつせん業を営んでいる者に対する新法第十条の二第一項の規定の適用については、同項中「営業開始の日から二週間以内」とあるのは、「古

物営業法の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)の施行の日から二月を経過する日までに」とする。

第四条 この法律(附則第一条ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

古物の取引における高度情報通信ネットワークの利用の拡大等にかんがみ、古物競りあっせん業に關し、届出、申告その他の遵守事項、中止命令及び業務の実施の方法の認定に關する規定を新設するとともに、ホームページを利用して取引を行う古物商の遵守事項及び古物商が買受け等の相手方を確認するための措置について規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

古物営業法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百五十四回国会閣法第六八号)に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、古物の取引における高度情報通信ネットワークの利用の拡大等にかんがみ、ホームページを利用して取引を行う古物商の遵守事項及び古物商が買受け等の相手方を確認するための措置について規定を整備するとともに、古

物競りあっせん業に關し、届出、申告その他の遵守事項、中止命令及び業務の実施の方法の認定に關する規定の新設等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 情報通信の技術を利用する古物営業に係る業務に關する規定の整備

(一) 古物商に係る古物営業の許可を受けようとする者は、その営業の方法として、取り扱う古物に關する事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供し、その取引の申込みを一定の通信手段により受ける方法を用いるかどうかの別に応じ、当該古物に關する事項に係る自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号又はこれに該当しない旨を、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に提出する許可申請書に記載しなければならないこと。

(二) 公安委員会は、(一)の方法を用いる古物商について、氏名又は名称、(一)の文字、番号、記号その他の符号及び許可証の番号を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供すること。

(三) 古物商は、売却する古物に關する事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供し、その買受けの申込みを一定の通信手段により受ける方法を用いて競り売りをしようとする場合には、

あらかじめ、当該古物に關する事項に係る自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号、競り売りをしようとする期間等を公安委員会に届け出なければならないこと。

(四) 古物商は、(一)の方法を用いて取引をしようとするときは、その取り扱う古物に關する事項とともに、その氏名又は名称、許可証の番号等を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこと。

(五) 古物商が古物の買受け等を行おうとする場合の相手方の真偽を確認するための措置として、相手方の住所、氏名、職業及び年齢の電磁的方法による記録であって、これらの情報についてその者による一定の電子署名が行われているものの提供を受けること等を追加すること。

2 古物競りあっせん業者に係る盗品等の売買防止等のための規定の整備

(一) 古物の売買をしようとする者のあっせんを競りの方法(政令で定める電子情報処理組織を使用する競りの方法その他の政令で定めるものに限る。)により行う営業(古物市場を經營する営業を除く。以下「古物競りあっせん業」という。)を営む者は、公安委員会に届出書を提出しなければならないこと。

(二) 古物競りあっせん業者は、あっせんの相手方が売却しようとする古物について、盗品等の疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならないこと。

(三) 古物競りあっせん業者は、古物の売却をしようとする者からのあっせんの申込みを受けようとするときは、その相手方の真偽を確認するための措置をとるよう努めるとともに、古物の売買をしようとする者のあっせんを行ったときは、その記録の作成及び保存に努めなければならないこと。

(四) 古物競りあっせん業者は、その業務の実施の方法が、国家公安委員会が定める盗品等の売買の防止及び速やかな発見に資する方法の基準に適合することについて、公安委員会の認定を受けることができることとする。とともに、認定を受けた古物競りあっせん業者は、認定を受けている旨の表示をすることができるとし、この場合を除くほか、何人も、当該表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならないこと。

(五) 古物競りあっせん業(日本国内に在る者をあっせんの相手方とするものに限る。)を外国において営む者についても、(四)の古物競りあっせん業者と同様とすること。

(六) 古物競りあっせん業者のあっせんの相手方が売却しようとする古物について、盗品

等であると疑うに足る相当な理由がある場合においては、警視總監若しくは道府県警察本部長又は警察署長(以下「警察本部長等」という。)は、当該古物競りあつせん業者に対し、当該古物に係る競りを中止することを命ずることができること。

(七) 警察本部長等は、必要があると認めるときは、古物競りあつせん業者から盗品等に関し、必要な報告を求めることができること。

3 その他

(一) 警察本部長等は、あらかじめ古物商又は古物市場主の承諾を得て、情報通信の技術を利用する一定の方法により品触れを発することができると。

(二) 警察官以外の警察職員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、古物商の営業所等に立ち入ること等ができること。

(三) 罰則に関する規定その他所要の規定を整備すること。

4 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、1の(四)及び3の(二)の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(二) 所要の経過措置を設けること。

二 議案の可決理由

本案は、古物の取引における高度情報通信ネットワークの利用の拡大等にかんがみ、適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、民主党・無所属クラブから修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

右報告する。

平成十四年十一月八日

内閣委員長 佐々木秀典

衆議院議長 綿貫 民輔殿

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十四年三月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律

律

(母子及び寡婦福祉法の一部改正)

第一条 母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第十条)

第二章 基本方針等(第十一条―第十二条)

第三章 母子家庭等に対する福祉の措置(第十三条―第三十一条)

第四章 寡婦に対する福祉の措置(第三十二条―第三十五条)

第五章 福祉資金貸付金に関する特別会計等(第三十六条―第三十七条)

第六章 母子福祉施設(第三十八条―第四十条)

第七章 費用(第四十一条―第四十五条)

第八章 雑則(第四十六条―第四十七条)

附則

第一条中「母子家庭」を「母子家庭等」に改める。

第二条第一項中「母子家庭」を「母子家庭等」に、「おかれている」を「置かれている」に、「すこやかに」を「健やかに」に、「母の」を「母等の」に改め、同条第二項中「母子家庭の母」を「母子家庭等の母等」に改める。

第三条中「母子家庭」を「母子家庭等」に改める。

第四条中「すすんで」を「進んで」に改め、「家庭生活」の下に「及び職業生活」を加える。

第二十四条を第四十七条とし、第二十三条を第四十六条とし、第四章を第八章とする。

第三章中第二十二條の二を第四十一条とし、第二十二條を第四十条とする。

第二十一条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第三十九条とし、第二十條を第三十八條とする。

第三章を第六章とし、同章の次に次の一章を加える。

第七章 費用

(市町村の支弁)

第四十二条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 第十七条の規定により市町村が行う母子家庭等日常生活支援事業の実施に要する費用

二 第三十一条の規定により市町村が行う母子家庭自立支援給付金の支給に要する費用

三 第三十三条第一項の規定により市町村が行う寡婦日常生活支援事業の実施に要する費用

(都道府県の支弁)

第四十三条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 第十七条の規定により都道府県が行う母子家庭等日常生活支援事業の実施に要する費用

二 第三十条第二項の規定により都道府県が行う母子家庭就業支援事業の実施に要する費用

三 第三十一条の規定により都道府県が行う母子家庭自立支援給付金の支給に要する費用

四 第三十三条第一項の規定により都道府県が行う寡婦日常生活支援事業の実施に要する費用

五 第三十五条第二項の規定により都道府県が行う寡婦就業支援事業の実施に要する費用

(都道府県の補助)

第四十四条 都道府県は、政令で定めるところにより、第四十二条の規定により市町村が支弁した費用のうち、同条第一号及び第三号の費用については、その四分の一以内を補助することができる。

(国の補助)

第四十五条 国は、政令で定めるところにより、第四十二条の規定により市町村が支弁した費用のうち、同条第一号及び第三号の費用についてはその二分の一以内を、同条第二号の費用についてはその四分の三以内を補助することができる。

2 国は、政令で定めるところにより、第四十三条の規定により都道府県が支弁した費用のうち、同条第一号、第二号、第四号及び第五号の費用についてはその二分の一以内を、同条第三号の費用についてはその四分の三以内を補助することができる。

第二章の三中第十九条の六を第三十七条とし、第十九条の五を第三十六条とする。
第二章の三を第五章とする。

第十九条の四第一項中「第十六条、第十七条及び第十九条」を「第二十五条、第二十六条及び第二十九条」に、「第十八条第一項」を「第二十五条第一項」に、「第十七条中」を「第二十六条中」に改め、同条第二項中「第十六条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、第二章の二中同条を第三十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(寡婦就業支援事業等)

第三十五条 国は、前条において準用する第二十九条第二項の規定に基づき公共職業安定所が講ずる措置のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 寡婦の雇用の促進に関する調査及び研究を行うこと。

二 寡婦の雇用の促進に関する業務に従事する者その他の関係者に対する研修を行うこと。

三 都道府県が行う次項に規定する業務(以下「寡婦就業支援事業」という。)について、都道府県に対し、情報の提供その他の援助を行うこと。

2 都道府県は、就職を希望する寡婦の雇用の促進を図るため、母子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業務を総合的かつ一

体的に行うことができる。

一 寡婦に対し、就職に関する相談に応じること。

二 寡婦に対し、職業能力の向上のために必要な措置を講ずること。

三 寡婦及び事業主に対し、雇用情報の提供その他寡婦の就職に関し必要な支援を行うこと。

第十九条の三の見出しを「(寡婦日常生活支援事業)」に改め、同条第一項中「居宅における」を「居宅その他厚生労働省令で定める場所において」に改め、同条第二項中「第十四条の二及び第十四条の三」を「第十八条及び第十九条」に改め、同条第三項中「母子家庭居宅介護等事業」を「母子家庭等日常生活支援事業」に、「寡婦居宅介護等事業」を「寡婦日常生活支援事業」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第二十一条から第二十四条までの規定は、寡婦日常生活支援事業を行う者について準用する。この場合において、第二十二条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する第二十一条第一項」と、第二十三条中「第十七条」とあるのは「第三十三条第一項」と、「配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの」とあるのは「寡婦」と、第二十四条中「第十七条」とあるのは「第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

第十九条の三を第三十三条とする。

第十九条の二第二項中「第十条第一項」を「第十三条第一項」に、「児童」及び「児童(二十歳以上である者を含む。）」とあるのは「二十歳以上である子その他これに準ずる者」と、「配偶者のない女子」とあるのは「寡婦」を「児童」とあるのは「二十歳以上である子その他これに準ずる者の」と、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」とあり、及び「配偶者のない女子」とあるのは「寡婦」と、「児童(二十歳以上である者を含む。）」とあるのは「二十歳以上である子その他これに準ずる者」に改め、同条第二項中「第十条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第三項中「第十一条」を「第十四条」に、「であつて」を「であつて」に改め、「であるもの」の下に「並びに寡婦の自立の促進を図るための事業として政令で定めるものを行う母子福祉団体」を加え、「第十九条の二第一項」を「第三十二条第一項」に、「第十条第一項第一号」を「第十三条第一項第一号」に改め、同条第四項中「第十二条の二」を「第十五条第一項の二」に、「第十条第一項及び第三項の二」を「第十三条第一項及び第三項の二」に、「第十二条中」を「第十五条第一項中」に、「第十三条」に、「第十九条の二第二項において準用する第十条第一項」を「第三十二条第一項において準用する第十三条第一項」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 第十八条の規定は、第一項において準用する第十三条第一項及び第三項並びに第三項において準用する第十四条に規定する貸付金（以下「寡婦福祉資金貸付金」という。）について準用する。この場合において、第十六条中「前三条」とあるのは「第三十二条において準用する第十三条第一項及び第三項、第十四条並びに第十五条第一項」と、「第十三条及び第十四条の規定による貸付金（以下「母子福祉資金貸付金」という。）とあるのは「寡婦福祉資金貸付金」とあるのは「寡婦福祉資金貸付金」と読み替えるものとする。

第十九条の二を第三十二条とする。

第二章の二を第四章とする。

第十九条第一項中「図るため」の下に、「事業主その他国民一般の理解を高めるとともに」を、「あつせん」の下に、「公共的施設における雇入れの促進」を加え、同条第二項中「母子相談員を」母子自立支援員に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 公共職業安定所は、母子家庭の母の雇用の促進を図るため、求人に関する情報の収集及び提供、母子家庭の母を雇用する事業主に対する援助その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章中第十九条を第二十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

第三十条 国は、前条第二項の規定に基づき公共職業安定所が講ずる措置のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 母子家庭の母及び児童の雇用の促進に関する調査及び研究を行うこと。

二 母子家庭の母及び児童の雇用の促進に関する業務に従事する者その他の関係者に対する研修を行うこと。

三 都道府県が行う次項に規定する業務（以下「母子家庭就業支援事業」という。）について、都道府県に対し、情報の提供その他の援助を行うこと。

2 都道府県は、就職を希望する母子家庭の母及び児童の雇用の促進を図るため、母子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業務を総合的かつ一体的に行うことができる。

一 母子家庭の母及び児童に対し、就職に関する相談に応じること。

二 母子家庭の母及び児童に対し、職業能力の向上のために必要な措置を講ずること。

三 母子家庭の母及び児童並びに事業主に對し、雇用情報の提供その他母子家庭の母及び児童の就職に関し必要な支援を行うこと。

（母子家庭自立支援給付金）

第三十一条 都道府県等は、配偶者のない女子

で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るため、政令で定めるところにより、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は事業主に對し、次に掲げる給付金（以下「母子家庭自立支援給付金」という。）を支給することができる。

一 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの求職活動の促進とその職業生活の安定を図るための給付金

二 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの知識及び技能の習得を容易にするための給付金

三 前三号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの

第十八条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第二十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（保育所への入所に関する特別の配慮）

第二十八条 市町村は、児童福祉法第二十四条

第三項の規定により保育所に入所する児童を選考する場合には、母子家庭等の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。

第十七条を第二十六条とし、第十八条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「みづから」を「自ら」に改め、同条第三項中「行ない」を「行い」に改め、同条を第二十五条とする。

第十五条の五中「母子家庭居宅介護等事業を」母子家庭等日常生活支援事業に、「第十四条」を「第十七条」に改め、同条を第二十四条とする。

第十五条の四中「母子家庭居宅介護等事業を」母子家庭等日常生活支援事業に、「第十四条」を「第十七条」に、「女子」を「者」に改め、同条を第二十三条とする。

第十五条の三第一項中「母子家庭の」を「母子家庭等の」に、「母子家庭居宅介護等事業を」母子家庭等日常生活支援事業に改め、同条を第二十一条とする。

第十五条の二中「母子家庭居宅介護等事業を」母子家庭等日常生活支援事業に改め、同条を第二十一条とする。

第十五条中「母子家庭居宅介護等事業（第十四条）を」母子家庭等日常生活支援事業（第十七条）に改め、同条を第二十条とする。

第十四条の三中「第十四条」を「第十七条」に改め、同条を第十九条とする。

第十四条の二を第十八条とする。

第十四条の見出しを「（居宅等における日常生活支援）」に改め、同条中「市町村」の下に「（特別区を含む。以下同じ。）」を加え、「がその者」を「又は配偶者と死別した男子で現に婚姻をしていないもの及びこれに準ずる者として政令で定めるものであつて民法第八百七十七条の規定により現に児童を扶養しているもの（以下「配偶者

のない者で現に児童を扶養しているもの」と総称する。がそれらの者に、「その者に」を「それらの者に」に、「その者の居宅における」を「それらの者の居宅その他厚生労働省令で定める場所」において、「に」改め、同条を第十七条とする。

第十三条中「第十条及び第十一条を」を「第十三条及び第十四条」に改め、同条を第十六条とする。

第十二条中「第十条を」を「第十三条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 都道府県は、第十三条第一項第四号に掲げる資金のうち政令で定めるものの貸付けを受けた者が、所得の状況その他政令で定める事由により当該貸付金を償還することができなくなつたと認められるときは、条例で定めるところにより、当該貸付金の償還未済額の一部の償還を免除することができる。

第十二条を第十五条とする。

第十一条中「行なう」を「行う」に、「であつて」を「であつて」に改め、「であるもの」の下に「又はその者の自立の促進を図るための事業として政令で定めるものを行う母子福祉団体」を加え、「当該事業を」を「これらの事業」に改め、同条を第十四条とする。

第十条第一項中「に」対し、その「を」又はその扶養している児童に対し、配偶者のない女子の「に」改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「定めるもの」の下に「配

偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」を加え、「資金の貸付けを受けている」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条を第十三条とし、同条の前に次の二条及び章名を加える。

(基本方針)

第十一条 厚生労働大臣は、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 母子家庭及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

二 母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

三 都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。)が、次条第一項の規定に基づき策定する母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画(以下「母子家庭及び寡婦自立促進計画」という。)の指針となるべき基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、

関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(母子家庭及び寡婦自立促進計画)

第十二条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、母子福祉団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

一 当該都道府県等の区域における母子家庭及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

二 当該都道府県等の区域において母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

三 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

第三章 母子家庭等に対する福祉の措置
第九条中「母子相談員の行なう」を「母子自立

支援員の行う」に改め、第一章中同条を第十条とする。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 基本方針等

第八条中「(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)」を削り、同条を第九条とする。

第七条の見出しを「(母子自立支援員)」に改め、同条第一項中「都道府県知事」の下に、「市長(特別区の区長を含む。)」及び福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。))を管理する町村長(以下「都道府県知事等」という。))を加え、「母子相談員を」を「母子自立支援員」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 母子自立支援員は、この法律の施行に関し、主として次の業務を行うものとする。

一 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うこと。

二 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うこと。

第七条第三項中「母子相談員」を「母子自立支援員」に改め、同条を第八条とする。

第六条中「市町村長」の下に「(特別区の区長を含む。以下同じ。)」を加え、同条を第七条とする。

第五条中第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 この法律において「母子家庭等」とは、母子家庭及び父子家庭をいう。

5 この法律において「母等」とは、母子家庭の母及び父子家庭の父をいう。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(扶養義務の履行)

第五条 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童の養育に必要な費用の負担その他当該児童についての扶養義務を履行するように努めなければならない。

2 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するように努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、母子家庭等の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するために広報その他適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

附則第三条中「第十条」を「第十三条」に改める。

附則第四条中「第十条又は第十一条」を「第十三条又は第十四条」に改める。

附則第六条第一項中「第十九条の二」を「第三十二條」に、「第十条第一項各号」を「第十三条第一項各号」に改め、同条第二項中「第十九条の二」を「第三十二條第一項」に、「第十三条第一項」に、「第十条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

附則第七条第一項中「第十九条の二」を「第三十二條」に、「第十三条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第二項中「第十九条の二」を「第三十二條第一項」に、「第十三条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第三項に、「第十九条の二」を「第三十二條第一項」に、「第十三条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

(児童扶養手当法の改正)

第一条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

2 児童扶養手当の支給を受けた母は、自ら進んでその自立を図り、家庭の生活の安定と向上に努めなければならない。

第六条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「前二項」を「同項」に改め、同項を同条第二項とする。

第七条第一項中「翌月」の下に「(第十三条の二第一項において「支給開始月」という。)」を加える。

第九条中「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 受給資格者(母に限る。以下この項において同じ。)の監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、政令で定めるところにより、受給資格者が当該費用の支払を受けたものとみなして、前項の所得の額を計算するものとする。

第十二条第二項第一号及び第二号中「第九条」を「第九条第一項」に改める。

(受給資格者(母に限る。))

第十三条の次に次の一条を加える。

第十三条の二 受給資格者(母に限る。以下この条において同じ。)に対する手当は、支給開始月の初日から起算して五年又は手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日から起算して七年を経過したとき(第六条第一項の規定による認定の請求をした日において三歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が三歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して五年を経過したとき)は、政令で定めるところにより、その一部を支給しない。ただし、当該支給しない額は、その経過した日の属する月の翌月に当

該受給資格者に支払うべき手当の額の二分の一に相当する額を超えることができない。

2 受給資格者が、前項に規定する期間を経過した後において、身体上の障害がある場合その他の政令で定める事由に該当する場合に、当該受給資格者については、厚生労働省令で定めるところにより、その該当している期間は、同項の規定を適用しない。

四 受給資格者(母に限る。)が、正当な理由がなくて、求職活動その他厚生労働省令で定める自立を図るための活動をしなかつたとき。

五 受給資格者が、第六条第一項の規定による認定の請求又は第二十八条第一項の規定による届出に関し、虚偽の申請又は届出をしたとき。

第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条の二 都道府県知事等は、第六条第一項の規定による認定の請求又は前条第一項の規定による届出をした者に対し、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

第二十九条第一項中「書類」の下に「(当該児童の父が支払つた当該児童の養育に必要な費用に関するものを含む。)」を加える。

(児童福祉法の一部改正)

第三条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第六条の二に次の一項を加える。

この法律で、子育て短期支援事業とは、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となつた児童について、厚生労働省令で定めるところにより、児童養護施設その他の厚生労働省令で定める施設に入所させ、その者につき必要なる保護を行う事業をいう。

第三十四条の七の次に次の一条を加える。

第三十四条の八 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、子育て短期支援事業を行うことができる。

第五十一条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 子育て短期支援事業の実施に要する費用
第五十二条中「前条第五号」を「前条第六号」に改める。

第五十三条中「及び第六号」を「、第五号及び第七号」に改める。

第五十三条の二中「に対しては」を「並びに第五十一条第五号の費用に対しては」に改める。

第五十四条中「第五十一条第五号」を「第五十一条第六号」に改める。

第五十五条の二中「に対しては」を「並びに第五十一条第五号の費用に対しては」に改める。

(社会福祉法の一部改正)

第四条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「又は放課後児童健全育成事業」を「、放課後児童健全育成事業又は子育て短期支援事業」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)に規定する母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子福祉施設を営む事業

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法(以下この条において「旧法」という。)第七条第一項の規定により委嘱されている母子相談員は、第一条の規定による改正後の母子及び寡婦福祉法(以下この条において「新法」という。)第八条第一項の規定により母子自立支援員として委嘱されたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に新法第二十条に規定する母子家庭等日常生活支援事業を行い、又は

休止している国及び都道府県以外の者であつて、旧法第十五条に規定する母子家庭居宅介護等事業に係る同条又は第十五条の二の規定による届出をしているものは、新法第二十条又は第二十一条の規定による届出をしたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に新法第三十三条第三項に規定する寡婦日常生活支援事業を行い、又は休止している国及び都道府県以外の者であつて、旧法第十九条の三第三項に規定する寡婦居宅介護等事業に係る同項又は第四項において準用する旧法第十五条の二の規定による届出をしているものは、新法第三十三条第三項又は第四項において準用する新法第二十一条の規定による届出をしたものとみなす。

4 この法律の施行前にされた旧法第十五条の四(旧法第十九条の三第四項において準用する場合を含む。)の規定による母子家庭居宅介護等事業又は寡婦居宅介護等事業の制限又は停止の命令は、新法第二十三条(新法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業の制限又は停止を命ずる処分とみなす。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)
第三条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の児童扶養手当法(次条において「旧法」という。)第六条第二項に該当する者については、同項の規定は、なお効力を有する。

第四条 この法律の施行の際現に旧法第六条の規定による認定を受けている者又は旧法の規定による手当の支給要件に該当する者であつて、この法律の施行前に同条第一項の規定による認定の請求をし、この法律の施行の日以後に第二条の規定による改正後の児童扶養手当法(以下この項及び次項において「新法」という。)第六条の規定による認定を受けたものに対する児童扶養手当の支給に關し新法第十三条の二の規定を適用する場合においては、同条中「支給開始月の初日から起算して五年又は手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日から起算して七年を経過したとき(第六条第一項の規定による認定の請求をした日において三歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が三歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して五年を経過したとき)」とあるのは、「平成十五年四月一日から起算して五年を経過したとき(同日において三歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が三歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して五年を経過したとき)」とする。

2 この法律の施行の際現に旧法の規定による手当の支給要件に該当する者であつてこの法律の施行の日以後に新法第六条第一項の規定による認定の請求をしたものに対する児童扶養手当の支給に關し、新法第十三条の二の規定を適用する場合においては、同条中「手当の支給要件に

該当するに至つた日の属する月の初日」とあるのは、「平成十五年四月一日」とする。

(政令への委任)

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行の状況を勘案し、母子家庭等の児童の福祉の増進を図る観点から、母子家庭等の児童の親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第七条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項及び第三項中「第十九条の六第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条第四項中「第十九条の六第二項」を「第三十七条第二項」に改め、同条第五項中「第十九条の五第二項並びに第三十七条第二項」を「第三十六条第二項並びに第三十七条第二項」に、「第十九条の五第二項中」を「第三十六条第二項中」に、「第十九条の六第二項第一号」を「第三十七条第二項第一号」に改める。

理 由

近年における離婚の急増等母子家庭等をめぐる諸状況の変化にかんがみ、母子家庭等の自立を促進するため、総合的な母子家庭等対策を推進する一環として、子育て支援の充実、就業支援の強化、扶養義務の履行の確保、児童扶養手当制度の見直し等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第百五十四回国会閣法第六六号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年における離婚の急増等母子家庭等をめぐる諸状況の変化にかんがみ、母子家庭等の自立の促進を図るため所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 母子及び寡婦福祉法の一部改正

(一) 母子家庭等の児童の親は、扶養義務の履行に努めるとともに、当該児童を監護しない親の扶養義務の履行の確保に努めるものとする。また、国及び地方公共団体は、扶養義務の履行を確保するための措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

(二) 厚生労働大臣は、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針を定めるものとし、都道府県等は、母

子家庭及び寡婦自立促進計画を策定するものとする。

(三) 母子福祉資金の貸付け対象に、母子家庭の児童及び母子家庭の自立の促進を図るための事業を行う母子福祉団体を追加するとともに、特定の貸付金について、所得の状況等により償還未済額の一部の償還を免除できるものとする。

(四) 都道府県は、就職を希望する母子家庭の母及び児童並びに寡婦の雇用の促進を図るため、母子家庭就業支援事業及び寡婦就業支援事業を総合的かつ一体的に行うことができるものとする。また、都道府県等は、母子家庭の母の雇用の安定及び就職の促進を図るため、母子家庭の母又は事業主に対し、母子家庭自立支援給付金を支給することができるものとする。

(五) 市町村は、保育所の入所児童の選考において、母子家庭及び父子家庭について特別の配慮をしなければならないものとする。

2 児童福祉法の一部改正

市町村は、保護者の疾病等により一時的に養育困難となった児童について、児童養護施設等の施設に入所させ、保護を行う子育て短期支援事業を行うことができるものとする。

3 児童扶養手当法の一部改正

(一) 児童扶養手当の受給資格の認定の請求期

限を五年間とする規定を廃止するものとする。

(二) 母である受給資格者の監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、受給資格者が当該費用の支払を受けたものとみなして、受給資格者の所得の額を計算するものとする。

(三) 児童扶養手当について、支給開始から五年間を経過した場合には、三歳未満の児童を監護する者、障害者等に配慮をしつつ、手当額の一部を支給しないこととする。また、母子家庭の母が正当な理由なく求職活動等をしなかったときに手当額の全部又は一部を支給しないことができるものとする。

4 この法律は、平成十五年四月一日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

近年における離婚の急増等母子家庭等をめぐる諸状況の変化にかんがみ、母子家庭等の自立の促進を図るため、子育て支援の充実、就業支援の強化、扶養義務の履行の確保、児童扶養手当制度の見直し等の措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十四年十一月八日

厚生労働委員長 坂井 隆憲

衆議院議長 綿貫 民輔殿

〔別紙〕

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一 国は、母子家庭が経済的自立を図れるよう、母子家庭の母の職業能力の開発及び母子家庭の母の状況に応じた就業あっせん等の就労支援を就職に結びつくよう効果的に進めるとともに、母子家庭の母に対する雇用の場の創出に努めること。

二 国は、母子家庭等の児童に対する扶養義務の履行を確保するため、養育費支払い等に関する広報・啓発活動の促進や教育費に関するガイドラインの策定等必要な措置を講ずるよう努めるとともに、扶養義務の履行を確保する施策の在り方について引き続き検討すること。また、現在、民事執行制度の見直しが検討されているが、養育費等少額定期債務の問題については、母子家庭の実情を踏まえ、少ない回数の手続きで将来発生する債務の差し押さえが行えるよう配慮すること。

三 国は、児童扶養手当の受給期間が五年を超える場合の手当の一部支給停止に係る政令を定めるに当たっては、改正法施行後における子育て・生活支援策、就労支援策、養育費確保策、経済的支援策等の進展状況及び離婚の状況などを十分踏まえて制定すること。その際には母子福祉団体など幅広く関係者の意見を十分聞くこと。また、児童扶養手当の所得制限については、今後とも社会経済情勢や母子家庭の状況等を勘案しながら、適切に設定すること。

四 国は、地方公共団体と連携を図りつつ母子世帯に対する公営住宅の優先入居を推進するなど、公営住宅の積極的な活用が図られるよう努めること。また、賃貸住宅に入居する場合の家賃保証について、民間の家賃保証サービスの活用を推進するとともに、このような民間事業者による取り組み状況等を踏まえ必要な施策について検討すること。

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案

右

国会に提出する。

平成十四年十月十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、法曹の養成に関し、その基本理念並びに次条第一号に規定する法科大学院

における教育の充実、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携の確保に関する事項その他の基本となる事項を定めることにより、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図り、もって司法制度を支える人的体制の充実強化に資することを目的とする。

（法曹養成の基本理念）

第二条 法曹の養成は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められていることにかんがみ、国の機関、大学その他の法曹の養成に係る機関の密接な連携の下に、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

一 法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十五条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。以下同じ。）において、法曹の養成のための中核的な教育機関として、各法科大学院の創意をもつて、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行

い、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその应用能力（弁論の能力を含む。次条第三項において同じ。）並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこと。

二 司法試験において、前号の法科大学院における教育との有機的連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士となる者に必要な学識及びその应用能力を有するかどうかの判定を行うこと。

三 司法修習生の修習において、第一号の法科大学院における教育との有機的連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士としての実務に必要な能力を修得させること。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「法曹養成の基本理念」という。）にのっとり、法科大学院における教育の充実並びに法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図る責務を有する。

2 国は、法曹の養成が国の機関、大学その他の法曹の養成に係る機関の密接な連携の下に行われることを確保するため、これらの機関の相互の協力の強化に必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、法科大学院において将来の法曹として

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案及び同報告書

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案

の実務に必要な学識及びその应用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための教育が行われることを確保するため、法科大学院における法曹である教員の確保及び教員の教育上の能力の向上のために必要な施策を講ずるとともに、関係する審議会等における調査審議に法曹である委員を参画させるものとする。

4 国は、法科大学院における教育に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、大学における教育の特性に配慮しなければならない。

5 政府は、法曹養成の基本理念にのっとり、法曹の養成のための施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(大学の責務)

第四条 大学は、法曹養成の基本理念にのっとり、法科大学院における教育の充実に自主的かつ積極的に努めるものとする。

(法科大学院の適格認定等)

第五条 文部科学大臣は、法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況(以下単に「教育研究活動の状況」という。)についての評価を行う者の認証の基準に係る学校教育法第六十九条の四第三項に規定する細目を定めるときは、その者の定める法科大学院に係る同法第六十九条の三第四項に規定する大学評価基準(以下この条において「法科大学院評価基準」という。)の内容が法曹養成の基本理念(これを踏まえて定められる法科大学院に係る同法第三条に規定する設置基準を含む。)を踏まえたものとなるように意を用いなければならない。

2 学校教育法第六十九条の三第二項に規定する認証評価機関(以下この条において単に「認証評価機関」という。)が行う法科大学院の教育研究活動の状況についての同条第三項の規定による認証評価(第四項において単に「認証評価」という。)においては、当該法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院評価基準に適合しているかどうかの認定をしなければならない。

3 大学は、その設置する法科大学院の教育研究活動の状況について法科大学院評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定(第五項において「適格認定」という。)を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。

4 文部科学大臣は、法科大学院の教育研究活動の状況について認証評価を行った認証評価機関から学校教育法第六十九条の四第四項の規定によりその結果の報告を受けたときは、遅滞なく、これを法務大臣に通知するものとする。

5 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動の状況について適格認定を受けられなかったときは、当該大学に対し、当該法科大学院の教育研究活動の状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

(法務大臣と文部科学大臣との関係)

第八条 法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院における教育の充実及び法科大学院における教育と司法試験との有機的連携の確保を図るため、相互に協力しなければならない。

2 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨を法務大臣に通知するものとする。この場合において、法務大臣は、文部科学大臣に対し、必要な意見を述べることができる。

一 法科大学院に係る学校教育法第三条に規定する設置基準を定め、又はこれを改廃しようとするとき。

二 法科大学院の教育研究活動の状況についての評価を行う者の認証の基準に係る学校教育法第六十九条の四第三項に規定する細目を定め、又はこれを改廃しようとするとき。

三 学校教育法第六十九条の三第二項の規定により法科大学院の教育研究活動の状況についての評価を行う者を認証し、又は同法第六十九条の五第二項の規定によりその認証を取り消そうとするとき。

3 法務大臣は、特に必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、法科大学院について、学校教育法第十五条第四項の規定による報告又は資料の提出の要求、同条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による命令その他

の必要な措置を講ずることを求めることができる。

4 文部科学大臣は、法科大学院における教育と司法試験との有機的連携を確保するため、必要があると認めるときは、法務大臣に対し、協議を求めることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第三条第三項から第五項まで及び第六条第二項第一号の規定 公布の日

二 第五条第二項、第四項及び第五項並びに第六条第二項第三号の規定 平成十六年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、法科大学院における教育、司法試験及び司法修習生の修習の実施状況等を勘案し、法曹の養成に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、司法の果たすべき役割がより重要になることにかんがみ、高度

の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図るため、法曹の養成の基本理念並びにそのための中核的な教育機関としての法科大学院における教育の充実、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携の確保に関する事項その他の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、司法の果たすべき役割がより重要になることにかんがみ、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 法曹養成の基本理念

法曹の養成は、国の機関、大学その他の法曹の養成に係る機関の密接な連携の下に、法科大学院において、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ

実践的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了認定を行うものとするとともに、法科大学院における教育との有機的連携の下に、司法試験において、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかの判定を行うものとし、司法修習生の修習において、裁判官、検察官又は弁護士としての実務に必要な能力を修得させることを基本として行われるものとする。

2 国の責務

法曹の養成に関する国の責務について所要の規定を置くとともに、国又は政府が必要な施策等を講じなければならないものとする。

3 大学の責務及び適格認定

法科大学院の教育の充実に関する大学の責務及び法科大学院の教育研究活動の状況についての適格認定について所要の規定を整備するものとする。

4 法務大臣と文部科学大臣との関係

法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院における教育の充実及び法科大学院における教育と司法試験との有機的連携の確保を図るため、相互に協力しなければならないものとし、両大臣の関係について所要の規定を整備するものとする。

5 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成十五年四月一日から施行するものとする。

6 検討

政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、法曹の養成に関する制度について検討の上必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

二 議案の可決理由

本案は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展等の内外の社会経済情勢の変化に伴い、法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる多数の優れた法曹が求められている状況にかんがみ、法曹の養成の基本理念並びにそのための中核的な教育機関としての法科大学院における教育の充実、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携の確保に関する事項その他の基本となる事項を定めようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十四年十一月十二日

法務委員長代理 理事 佐藤 剛男

衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、両法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の構築及びその運用に当たっては、司法制度改革の理念及び司法制度改革審議会の意見を踏まえつつ、国際的にも通用し得る専門的な能力及び優れた多様な資質を有する多数の法曹の養成に努めること。

二 法科大学院の設置基準の策定及び評価制度の運用に当たっては、各大学の創意工夫を引き出し、多様な人材を幅広く受け入れ、自由かつ柔軟で特色ある充実した教育が行われるようなものとするともに、制度の定着状況に応じて柔軟に見直していくこと。設置認可についても、柔軟な運用に努め、硬直的なものとならないようにすること。

三 関係者の創意工夫に基づく切磋琢磨によって、法科大学院における教育水準の維持向上を図られるようにするため、法科大学院相互間及び認証評価機関相互間において、対等な条件下で公正な競争が確保されるよう努めること。

四 新しい司法試験制度の実施に当たっては、法科大学院を中核とする法曹養成制度の理念を損ねることのないよう、司法試験予備試験の運用

に努めるとともに、法科大学院における幅広く多様な教育との有機的な連携の確保に配慮すること。

五 法科大学院の学生に対し、新たな公的財政支援を含め奨学金制度の拡充等に努め、資力の乏しい者にも就学の機会を確保すること。法科大学院に対する財政支援については、法科大学院の間における適切な競争関係の維持などの観点に配慮しつつその具体的あり方につき検討すること。

六 現職の裁判官及び検察官を含む法曹が法科大学院の教員として安定的かつ継続的に参画することを可能にするため、法制面での措置を含めた所要の措置を講ずるよう努めること。併せて、教員の能力開発及びその養成について十分に配慮すること。

七 専門職大学院制度の導入に伴い、法学部教育のあり方を含め、高等教育全般のあり方について適切な見直しを行うこと。

司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成十四年十月十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律
(司法試験法の一部改正)
第一条 司法試験法(昭和二十四年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。
題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次
第一章 司法試験(第一条―第十一条)
第二章 司法試験委員会(第十二条―第十六条)
第三章 補則(第十七条)

附則

第一章 司法試験

第四条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第四号中「外」を「ほか」に、「司法試験管理委員会規則」を「法務省令」に改める。

第六条第四項中「司法試験管理委員会」を「法務大臣は」に、「司法試験管理委員会規則」を「法務省令」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(司法試験委員会の意見の聴取)
第六条の二 法務大臣は、第四条第一項第四号又は前条第四項の法務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、司法試験委員会の意見を聴かなければならない。

第七条の見出し中「施行」を「実施」に改め、同条中「司法試験は」の下に「司法試験委員会が」を加える。

第八条第一項中「よつて定める」を「よる判定に基づき、司法試験委員会が決定する」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第十条の見出しを「(合格の取消し等)」に改め、同条中「不正の」を「司法試験委員会は、不正の」に、「司法試験管理委員会規則」を「この法律に基づく法務省令」に、「停止し、又は」を「受けることを禁止し、」に、「取り消す」を「取り消し、又は情状により五年以内の期間を定めて司法試験を受けることができないものとする」に改める。

第十一条の次に次の章名を付する。

第二章 司法試験委員会

第十二条を次のように改める。

(司法試験委員会の設置及び所掌事務)
第十二条 法務省に、司法試験委員会(以下この章において「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 司法試験を行うこと。

二 法務大臣の諮問に応じ、司法試験の実施に関する重要事項について調査審議すること。

三 司法試験の実施に関する重要事項に関し、法務大臣に意見を述べること。

四 その他法律によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 委員会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係

のある公私の団体に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

第十二条の二及び第十二条の三を削る。
第十三条を次のように改める。

(委員)
第十三条 委員会は、委員七人をもつて組織する。

2 委員は、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験を有する者のうちから、法務大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤とする。
第十四条第一項中「基き」を「基づき」に改め、同条第二項中「司法試験管理委員会」を「委員会」に改める。

第十五条及び第十六条を次のように改める。
(司法試験審査委員)
第十五条 委員会に、司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため、司法試験審査委員を置く。

2 司法試験審査委員は、委員会の推薦に基づき、司法試験を行うについて必要な学識経験を有する者のうちから、法務大臣が試験ことに任命する。

3 司法試験審査委員は、非常勤とする。

(政令への委任)

第十六条 第十二条から前条までに定めるもののほか、委員会の委員及び司法試験審査委員に関する事項その他委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

第十六条の次に次の章名を付する。

第三章 補則

第十七条を次のように改める。

(法務省令への委任)

第十七条 この法律に定めるもののほか、司法試験の実施に關し必要な事項は、法務省令で定める。

附則第二項及び第三項を削り、附則第四項を附則第二項とし、附則第五項を削り、附則第六項を附則第三項とする。

第二条 司法試験法の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 司法試験」を「第一章 司法試験等」に改める。

第一章の章名を次のように改める。

第一章 司法試験等

第一条の見出しを「(司法試験の目的等)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 司法試験は、第四条第一項第一号に規定する法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行うものとする。

第二条から第五条までを次のように改める。

(司法試験の方法等)

第二条 司法試験は、短答式(択一式を含む。以下同じ。)及び論文式による筆記の方法により行う。

2 司法試験の合格者の判定は、短答式による筆記試験の合格に必要な成績を得た者につき、短答式による筆記試験及び論文式による筆記試験の成績を総合して行うものとする。

(司法試験の試験科目等)

第三条 短答式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。

一 公法系科目(憲法及び行政法に關する分野の科目をいう。次項において同じ。)

二 民事系科目(民法、商法及び民事訴訟法に關する分野の科目をいう。次項において同じ。)

三 刑事系科目(刑法及び刑事訴訟法に關する分野の科目をいう。次項において同じ。)

2 論文式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。

一 公法系科目
二 民事系科目

三 刑事系科目

四 専門的な法律の分野に關する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

3 前二項に掲げる試験科目については、法務省令により、その全部又は一部について範囲を定めることができる。

4 司法試験においては、その受験者が裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその应用能力を備えているかどうかを適確に評価するため、知識を有するかどうかの判定に偏することなく、法律に關する理論的かつ実践的な理解力、思考力、判断力等の判定に意を用いなければならない。

(司法試験の受験資格等)

第四条 司法試験は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に定める期間において、三回の範囲内で受けることができる。

一 法科大学院(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第六十五条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。)の課程(次項において「法科大学院課程」という。)を修了した者 その修了の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間

二 司法試験予備試験に合格した者 その合格の発表の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間

2 前項の規定により司法試験を受けた者は、その受験に係る受験資格(同項各号に規定する法科大学院課程の修了又は司法試験予備試験の合格をいう。以下この項において同じ。)

に対応する受験期間(前項各号に定める期間をいう。以下この項において同じ。)においては、他の受験資格に基づいて司法試験を受けることはできない。前項の規定により最後に司法試験を受けた日後の最初の四月一日から二年を経過するまでの期間については、その受験に係る受験資格に対応する受験期間が経過した後であつても、同様とする。

(司法試験予備試験)

第五条 司法試験予備試験(以下「予備試験」という。)は、司法試験を受けようとする者が前条第一項第一号に掲げる者と同等の学識及びその应用能力並びに法律に關する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行う。

2 短答式による筆記試験は、次に掲げる科目について行う。

一 憲法
二 行政法
三 民法
四 商法
五 民事訴訟法
六 刑法

七 刑事訴訟法 八 一般教養科目 3 論文式による筆記試験は、短答式による筆記試験に合格した者につき、次に掲げる科目について行う。 一 前項各号に掲げる科目 二 法律実務基礎科目(法律に関する実務の基礎的素養(実務の経験により修得されるものを含む)についての科目をいう。次項において同じ。) 4 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力を有するかどうかの判定に意を用い、法律実務基礎科目について行う。 5 前三項に規定する試験科目については、法務省令により、その全部又は一部について範囲を定めることができる。 第六条を削る。 第六条の二中「第四条第一項第四号又は前条第四項」を「第三条第二項第四号若しくは第三項又は前条第五項」に改め、同条を第六条とする。 第七条の見出しを「(司法試験等の実施)」に改め、同条中「司法試験」を「司法試験及び予備試験は、それぞれに」、「官報」を「官報」に改める。 第八条中、「司法試験審査委員」を「司法試験審査委員」に改め、「基づき、」の下に「予備試験	の合格者は司法試験予備試験審査委員の合議による判定に基づき、それぞれを加える。 第九条中「の各試験」を「又は予備試験」に改める。 第十条中「よつて司法試験の下に」若しくは予備試験を、「定めて司法試験の下に」若しくは予備試験を加える。 第十一条第一項中「の各試験」を「又は予備試験」に改め、「者は、」の下に「それぞれ」を加え、同条第二項中「司法試験」を「当該試験」に改める。 第十二条第二項第一号から第三号までの規定中「司法試験」の下に「及び予備試験」を加える。 第十五条の見出しを「(司法試験審査委員等)」に改め、同条第一項中、「司法試験審査委員」を「司法試験審査委員を置き、予備試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため司法試験予備試験審査委員(以下この条及び次条において「予備試験審査委員」という。))」に改め、同条第二項中「司法試験審査委員」の下に「及び予備試験審査委員」を加え、「司法試験」を「当該試験」に改め、同条第三項中「司法試験審査委員」の下に「及び予備試験審査委員」を加える。 第十六条中「及び司法試験審査委員」を、「司法試験審査委員及び予備試験審査委員」に改める。	第十七条中「司法試験」の下に「及び予備試験」を加える。 附則第二項を削り、附則第三項中「高等試験」を「旧高等試験令(昭和四年勅令第十五号)による高等試験」に改め、同項を附則第二項とする。 (裁判所法の一部改正) 第三条 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。 第六十七条第一項中「一年六月間」を「一年間」に改める。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 一 第二条並びに附則第七条第一項及び第二項、第八条から第十条まで並びに第十九条から第二十八条までの規定 平成十七年十二月一日 二 第三条及び附則第十一条の規定 平成十八年四月一日 (司法試験管理委員会規則に関する経過措置) 第一条 この法律の施行の際現に効力を有する司法試験管理委員会規則であつて第一条の規定による改正前の司法試験法第四条第一項第四号及び第六条第四項の規定に基づくものは、この法律の施行後は、第一条の規定による改正後の司法試験法の相当規定に基づく法務省令としての効力を有するものとする。 (司法試験管理委員会の行為等に関する経過措置) 第三条 この法律の施行前に、第一条の規定による改正前の司法試験法の規定に基づいて司法試験管理委員会がした処分その他の行為は、この法律の施行後は、同条の規定による改正後の司法試験法の相当規定に基づいて司法試験委員会がした処分その他の行為とみなす。 2 前項に定めるもののほか、この法律の施行前に、法令の規定により司法試験管理委員会又はその委員長がした処分その他の行為は、この法律の施行後は、当該法令の相当規定により法務大臣がした処分その他の行為とみなす。 3 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の司法試験法の規定に基づいて司法試験管理委員会に対してされている出願その他の行為は、この法律の施行後は、同条の規定による改正後の司法試験法の相当規定に基づいて司法試験委員会に対してされた出願その他の行為とみなす。 4 前項に定めるもののほか、この法律の施行の際現に法令の規定により司法試験管理委員会又はその委員長に対してされている請求その他の行為は、この法律の施行後は、当該法令の相当規定により法務大臣に対してされた請求その他の行為とみなす。	七 刑事訴訟法 八 一般教養科目 3 論文式による筆記試験は、短答式による筆記試験に合格した者につき、次に掲げる科目について行う。 一 前項各号に掲げる科目 二 法律実務基礎科目(法律に関する実務の基礎的素養(実務の経験により修得されるものを含む)についての科目をいう。次項において同じ。) 4 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力を有するかどうかの判定に意を用い、法律実務基礎科目について行う。 5 前三項に規定する試験科目については、法務省令により、その全部又は一部について範囲を定めることができる。 第六条を削る。 第六条の二中「第四条第一項第四号又は前条第四項」を「第三条第二項第四号若しくは第三項又は前条第五項」に改め、同条を第六条とする。 第七条の見出しを「(司法試験等の実施)」に改め、同条中「司法試験」を「司法試験及び予備試験は、それぞれに」、「官報」を「官報」に改める。 第八条中、「司法試験審査委員」を「司法試験審査委員」に改め、「基づき、」の下に「予備試験	の合格者は司法試験予備試験審査委員の合議による判定に基づき、それぞれを加える。 第九条中「の各試験」を「又は予備試験」に改める。 第十条中「よつて司法試験の下に」若しくは予備試験を、「定めて司法試験の下に」若しくは予備試験を加える。 第十一条第一項中「の各試験」を「又は予備試験」に改め、「者は、」の下に「それぞれ」を加え、同条第二項中「司法試験」を「当該試験」に改める。 第十二条第二項第一号から第三号までの規定中「司法試験」の下に「及び予備試験」を加える。 第十五条の見出しを「(司法試験審査委員等)」に改め、同条第一項中、「司法試験審査委員」を「司法試験審査委員を置き、予備試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため司法試験予備試験審査委員(以下この条及び次条において「予備試験審査委員」という。))」に改め、同条第二項中「司法試験審査委員」の下に「及び予備試験審査委員」を加え、「司法試験」を「当該試験」に改め、同条第三項中「司法試験審査委員」の下に「及び予備試験審査委員」を加える。 第十六条中「及び司法試験審査委員」を、「司法試験審査委員及び予備試験審査委員」に改める。	第十七条中「司法試験」の下に「及び予備試験」を加える。 附則第二項を削り、附則第三項中「高等試験」を「旧高等試験令(昭和四年勅令第十五号)による高等試験」に改め、同項を附則第二項とする。 (裁判所法の一部改正) 第三条 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。 第六十七条第一項中「一年六月間」を「一年間」に改める。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 一 第二条並びに附則第七条第一項及び第二項、第八条から第十条まで並びに第十九条から第二十八条までの規定 平成十七年十二月一日 二 第三条及び附則第十一条の規定 平成十八年四月一日 (司法試験管理委員会規則に関する経過措置) 第一条 この法律の施行の際現に効力を有する司法試験管理委員会規則であつて第一条の規定による改正前の司法試験法第四条第一項第四号及び第六条第四項の規定に基づくものは、この法律の施行後は、第一条の規定による改正後の司法試験法の相当規定に基づく法務省令としての効力を有するものとする。 (司法試験管理委員会の行為等に関する経過措置) 第三条 この法律の施行前に、第一条の規定による改正前の司法試験法の規定に基づいて司法試験管理委員会がした処分その他の行為は、この法律の施行後は、同条の規定による改正後の司法試験法の相当規定に基づいて司法試験委員会がした処分その他の行為とみなす。 2 前項に定めるもののほか、この法律の施行前に、法令の規定により司法試験管理委員会又はその委員長がした処分その他の行為は、この法律の施行後は、当該法令の相当規定により法務大臣がした処分その他の行為とみなす。 3 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の司法試験法の規定に基づいて司法試験管理委員会に対してされている出願その他の行為は、この法律の施行後は、同条の規定による改正後の司法試験法の相当規定に基づいて司法試験委員会に対してされた出願その他の行為とみなす。 4 前項に定めるもののほか、この法律の施行の際現に法令の規定により司法試験管理委員会又はその委員長に対してされている請求その他の行為は、この法律の施行後は、当該法令の相当規定により法務大臣に対してされた請求その他の行為とみなす。	司法試験法の相当規定に基づく法務省令としての効力を有するものとする。 (司法試験管理委員会の行為等に関する経過措置) 第三条 この法律の施行前に、第一条の規定による改正前の司法試験法の規定に基づいて司法試験管理委員会がした処分その他の行為は、この法律の施行後は、同条の規定による改正後の司法試験法の相当規定に基づいて司法試験委員会がした処分その他の行為とみなす。 2 前項に定めるもののほか、この法律の施行前に、法令の規定により司法試験管理委員会又はその委員長がした処分その他の行為は、この法律の施行後は、当該法令の相当規定により法務大臣がした処分その他の行為とみなす。 3 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の司法試験法の規定に基づいて司法試験管理委員会に対してされている出願その他の行為は、この法律の施行後は、同条の規定による改正後の司法試験法の相当規定に基づいて司法試験委員会に対してされた出願その他の行為とみなす。 4 前項に定めるもののほか、この法律の施行の際現に法令の規定により司法試験管理委員会又はその委員長に対してされている請求その他の行為は、この法律の施行後は、当該法令の相当規定により法務大臣に対してされた請求その他の行為とみなす。
--	--	--	--	--	--	--

5 この法律の施行の際現に司法試験審査委員である者は、この法律の施行の日に、第一条の規定による改正後の司法試験法第十五条の規定により、司法試験審査委員として任命されたものとみなす。

(不正受験者に対する措置に関する経過措置)

第四条 司法試験委員会は、この法律の施行前に行われた司法試験を不正の手段によって受けた者又は第一条の規定による改正前の司法試験法若しくは同法に基づく司法試験管理委員会規則に違反した者に対しては、司法試験管理委員会がした合格の決定を取り消すことができる。

(沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の規定の読替え)

第五条 この法律の施行後に行われる沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法(昭和四十五年法律第三十三号)第四条第三項の規定による合格の決定の取消しについては、同項中「司法試験管理委員会」とあるのは、「司法試験委員会」とする。

(新司法試験の実施のために必要な行為に関する経過措置)

第六条 法務大臣は、第一条の規定による改正後の司法試験法(以下「新法」という。)第三条第二項第四号又は第三項の法務省令を制定しようとするときは、第二条の規定の施行の日前においても、司法試験委員会の意見を聴くことができる。

2 法務大臣は、第二条の規定の施行の日前においても、新法第十五条の規定の例により、新法の規定による司法試験(以下「新司法試験」という。)に係る司法試験審査委員を任命することができる。

3 新司法試験の実施に必要な公告その他の準備行為は、第二条の規定の施行の日前においても、行うことができる。

(旧司法試験の実施)

第七条 司法試験委員会は、平成十八年から平成二十三年までの間においては、新司法試験を行うほか、従前の司法試験(平成二十三年においては、平成二十二年の第二次試験の筆記試験に合格した者に対する口述試験に限る。)を行うものとする。この場合において、第二条の規定による改正前の司法試験法(以下「旧法」という。)第二条から第六条の二まで及び附則第二項の規定(これらの規定に基づく法務省令の規定を含む。)は、第二条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

2 前項の規定により行われる司法試験(以下「旧司法試験」という。)については、新法第一条第一項及び第二項、第七条から第十一条まで並びに第二章及び第三章の規定を適用する。この場合において、新法第一条第一項中「司法試験」とあるのは「司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)附則第七條第一項の規定により行われる司法試験(以下「旧司法試験」という。)」と、新法第七条中「司法試験」とあるのは「旧司法試験の各試験」と、新法第十条中「司法試験若しくは」とあるのは「旧司法試験、司法試験若しくは」と、新法第十二条第二項第一号から第三号まで及び第十七条中「司法試験及び予備試験」とあるのは「旧司法試験」と、新法第十五条第一項中「司法試験」とあるのは「旧司法試験」と、「置き、予備試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため司法試験予備試験審査委員(以下この条及び次条において「予備試験審査委員」という。)を置く」とあるのは「置く」とする。

下「旧司法試験」という。と、新法第七条中「司法試験及び予備試験は、それぞれ」とあるのは「旧司法試験は」と、新法第八条中「司法試験」とあるのは「旧司法試験」と、「予備試験の合格者は司法試験予備試験審査委員の合議による判定に基づき、それぞれ司法試験委員会」とあるのは「司法試験委員会」と、新法第九条及び第十一条第一項中「司法試験又は予備試験」とあるのは「旧司法試験の各試験」と、新法第十条中「司法試験若しくは」とあるのは「旧司法試験、司法試験若しくは」と、新法第十二条第二項第一号から第三号まで及び第十七条中「司法試験及び予備試験」とあるのは「旧司法試験」と、新法第十五条第一項中「司法試験」とあるのは「旧司法試験」と、「置き、予備試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため司法試験予備試験審査委員(以下この条及び次条において「予備試験審査委員」という。)を置く」とあるのは「置く」とする。

3 前条の規定は、旧司法試験について準用する。この場合において、同条第一項中「第二条の規定による改正後の司法試験法(以下「新法」という。)」第三条第二項第四号又は第三項とあるのは「次条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる第二条の規定による改正前の司法試験法第四条第一項第四号又は第六条第四項」と、同条第二項中「新法第十五条」とあるのは「次条第二項の規定により読み替えて適用される第二条の規定による改正後の司法試験法第十五条」とする。

れる第二条の規定による改正後の司法試験法第十五条」と読み替えるものとする。

(新司法試験及び旧司法試験の受験)

第八条 平成十八年から平成二十三年までの各年においては、法務省令で定める手続に従い、あらかじめ選択して出願するところにより、新司法試験又は旧司法試験のいずれか一方のみを受けることができる。

2 新法第四条第一項第一号の受験資格(同号に規定する法科大学院課程の修了をいう。以下この条において同じ。)に基づいて新司法試験を受けようとする者が、その受験前に旧法の規定による司法試験の第一次試験又は旧司法試験の第二次試験の受験(当該新司法試験の受験に係る受験資格を得る前の受験については、当該受験資格を得た日前二年間のものに限る。以下この条において「旧司法試験等の受験」という。)をしているときは、その旧司法試験等の受験(次項の規定により他の受験資格に基づく新司法試験の受験とみなされたものを除く。)を、当該受験資格に基づいて既にした新司法試験の受験とみなして、新法第四条第一項の規定を適用する。

3 前項に規定するもののほか、新法第四条第一項第一号の受験資格に基づいて新司法試験を受けた者については、当該新司法試験の受験前の旧司法試験等の受験及び当該新司法試験の受験後の旧司法試験の第二次試験の受験を、当該受験資格に基づく新司法試験の受験とみなして、同条の規定を適用する。

(予備試験の実施時期)

第九条 新法第五条に規定する予備試験は、新法第七条の規定にかかわらず、平成二十三年から行うものとする。

(旧法の規定による司法試験又は旧司法試験に合格した者に関する経過措置)

第十条 旧法の規定による司法試験の第二次試験又は旧司法試験の第二次試験に合格した者は、新司法試験に合格した者とみなす。

(司法修習生の修習期間等に関する経過措置)

第十一条 第三条の規定の施行前に採用され、その施行後も引き続き修習をする司法修習生の修習期間については、なお従前の例による。

2 新法附則第二項又は前条の規定により新司法試験に合格した者とみなされた者であつて、第三条の規定の施行後に採用された司法修習生については、最高裁判所の定めるところにより、同条の規定による改正後の裁判所法第六十七条

第一項の修習において裁判官、検察官又は弁護士としての実務に必要な能力を十全に修得させるため、必要な修習期間の伸長その他の措置を講ずることができる。

(国家行政組織法の一部改正)

第十二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一法務省の項中「司法試験管理委員会」を削る。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十三条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三十の項中「司法試験管理委員会」を「法務省」に改める。

(司法試験法の一部を改正する法律の一部改正)

第十四条 司法試験法の一部を改正する法律(平成三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則中第二項の前の見出し、同項及び第三項を削り、第一項の見出し及び項番号を削る。

(特定非営利活動促進法の一部改正)

第十五条 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の二中、「司法試験管理委員会規則」を削る。

(法務省設置法の一部改正)

第十六条 法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 司法試験管理委員会(第二十七條)」を「第二節 削除」に改める。

第五条中「検察官適格審査会」を「司法試験委員会」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(司法試験委員会)

第五条の二 司法試験委員会については、司法試験法(昭和二十四年法律第四十号)これ

に基づく命令を含む。)の定めるところによる。

第二十六条中「司法試験管理委員会」を削る。

第四章第二節を次のように改める。

第二節 削除

第二十七條 削除

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第十七條 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十二條中、「司法試験管理委員会規則」及び「司法試験管理委員会」を削る。

(人権擁護法の一部改正)

第十八條 人権擁護法(平成十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第六十八條第二項、第七十二條第三項、第七十三條第三項、第七十八條第三項及び第七十九條第三項中、「司法試験管理委員会規則」を削る。

(公認会計士法の一部改正)

第十九條 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第三号中、「司法試験第一次試験」を削り、同項第四号中「外」を「ほか」に改め、同項に次の一号を加える。

五 司法試験予備試験に合格した者

第九条第二項第四号中「司法試験第二次試験」を「司法試験」に改め、「受験した科目」の下に「(司法試験においては、商法及び民法)」を加える。

(公認会計士法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 旧法の規定による司法試験の第一次試験若しくは第二次試験又は旧司法試験の第一次試験若しくは第二次試験に合格した者に係る公認会計士試験の第一次試験の免除又は第二次試験の一部免除については、なお従前の例による。

(税理士法の一部改正)

第二十一条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「司法試験第二次試験」を「司法試験」に改める。

(税理士法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 旧法の規定による司法試験の第二次試験又は旧司法試験の第二次試験に合格した者に係る税理士試験の受験資格については、なお従前の例による。

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)

第二十三条 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第六條中「一」を「いずれかに」に改め、同条第三号中、「司法試験第一次試験」を削り、同条に次の一号を加える。

五 司法試験予備試験に合格した者

第八条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第四号中「司法試験第二次試験を」を「司法試験に改め、「科目」の下に「(司法試験においては、民法)」を加える。

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 旧法の規定による司法試験の第一次試験若しくは第二次試験又は旧司法試験の第一次試験若しくは第二次試験に合格した者に係る不動産鑑定士試験の第一次試験の免除又は第二次試験の一部免除については、なお従前の例による。

(住民基本台帳法の一部改正)

第二十五条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一の三十の項中「同法第五条第一項の第二次試験を」を「司法試験」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 前条の規定の施行の日から平成二十三年十二月三十一日までの間においては、同条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第一の三十の項中「司法試験の実施」とあるのは、「司法試験の実施又は司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)附則第七条第一項の規定により行われる司法試験の第二次試験の実施」とする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第二十七条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第三号中「司法試験第一次試験を」を「司法試験予備試験」に改める。

別表第二第一号の免除資格者の欄中1を削り、2を1とし、3を2とし、同欄4中「から3まで」を「及び2」に改め、同欄4を同欄3とする。

(社会保険労務士法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 旧法の規定による司法試験の第一次試験又は旧司法試験の第一次試験に合格した者に係る社会保険労務士試験の受験資格については、なお従前の例による。

2 旧法の規定による司法試験の第二次試験に合格した者で労働法を選択したものに係る社会保険労務士試験の試験科目の一部免除については、なお従前の例による。

理 由

法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図るため、司法試験について、法科大学院の課程を修了した者等に対する受験資格を認めることとし、試験の方法、試験科目等を改めるほか、試験の実施等を所掌する機関として法曹及び学識経験者により構成される司法試験委員会を設置する等の措置を講ずるとともに、司法修習生の修習について、その期間を少な

くとも一年とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる多数の優れた法曹が求められている状況にかんがみ、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 司法試験

司法試験は、法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に、短答式及び論文式による筆記試験により行うものとし、試験科目等について所要の規定を整備するものとする。

2 司法試験の受験資格

司法試験の受験資格について、法科大学院課程を修了した者及び司法試験予備試験合格者が司法試験を受けることができるものとした上で、受験期間等について所要の規定を整備するものとする。

3 司法試験予備試験

司法試験予備試験について、法科大学院課

程の修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的として行うものとし、試験科目等について所要の規定を整備するものとする。

4 司法試験委員会

法務省に、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験を有する者をもって組織される司法試験委員会を置き、司法試験及び司法試験予備試験を実施するほか、法務大臣の諮問に応じ、司法試験及び司法試験予備試験の実施に関する重要事項の調査審議などを行うものとする。また、司法試験委員会に、司法試験及び司法試験予備試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため、司法試験審査委員及び司法試験予備試験審査委員を置くものとし、所掌事務等について所要の規定を整備するものとする。

5 司法修習

司法修習生の修習期間を、少なくとも一年に短縮するものとする。

6 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成十六年一月一日から施行するものとする。

7 経過措置

司法試験委員会は、平成十八年から平成二十三年までの間においては、1による改正後の司法試験法の規定による司法試験を行うほ

か、従前の司法試験を行うものとするなど、
所要の経過措置を定めるものとする。

二 議案の可決理由

本案は、司法の果たすべき役割がより重要な
ものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこた
えることができる多数の優れた法曹が求められ
ている状況にかんがみ、法科大学院における教
育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的
連携を図ろうとするもので、その措置を妥当な
ものと認め、これを可決すべきものと議決した
次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を
付することに決した。
右報告する。

平成十四年十一月十二日

法務委員長代理 理事 佐藤 剛男
衆議院議長 綿貫 民輔殿

〔別紙〕

司法試験法及び裁判所法の一部を改正する
法律案に対する附帯決議

政府は、両法の施行に当たり、次の事項につい
て格段の配慮をすべきである。

一 法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度
の構築及びその運用に当たっては、司法制度改
革の理念及び司法制度改革審議会の意見を踏ま
えつつ、国際的にも通用し得る専門的な能力及
び優れた多様な資質を有する多数の法曹の養成
に努めること。

二 法科大学院の設置基準の策定及び評価制度の
運用に当たっては、各大学の創意工夫を引き出
し、多様な人材を幅広く受け入れ、自由かつ柔
軟で特色ある充実した教育が行われるようなも
のとするとともに、制度の定着状況に応じて柔
軟に見直していくこと。設置認可についても、
柔軟な運用に努め、硬直的なものとならないよ
うにすること。

三 関係者の創意工夫に基づく切磋琢磨によっ
て、法科大学院における教育水準の維持向上が
図られるようにするため、法科大学院相互間及
び認証評価機関相互間において、対等な条件の
下で公正な競争が確保されるよう努めること。

四 新しい司法試験制度の実施に当たっては、法
科大学院を中核とする法曹養成制度の理念を損
ねることのないよう、司法試験予備試験の運用
に努めるとともに、法科大学院における幅広く
多様な教育との有機的な連携の確保に配慮する
こと。

五 法科大学院の学生に対し、新たな公的財政支
援を含め奨学金制度の拡充等に努め、資力の乏
しい者にも就学の機会を確保すること。法科大
学院に対する財政支援については、法科大学院
の間における適切な競争関係の維持などの観点
に配慮しつつその具体的なあり方につき検討する
こと。

六 現職の裁判官及び検察官を含む法曹が法科大
学院の教員として安定的かつ継続的に参画する

ことを可能にするため、法制面での措置を含め
た所要の措置を講ずるよう努めること。併せ
て、教員の能力開発及びその養成について十分
に配慮すること。

七 専門職大学院制度の導入に伴い、法学部教育
のあり方を含め、高等教育全般のあり方につい
て適切な見直しを行うこと。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第二、三、七、八号の発送は都合により後日)
となるため、第九号を先に発送しました。

発行所 東京一〇五―八四四五
二番四号 虎ノ門二丁目
郵政省印刷局
電話 03 (3587) 4294
定価 本号一部
二二〇円
送料 四〇円